

かり不<sub>レ</sub>分)大石彌十郎會議也。段々及議論候、歸懸同所より舟といたし、汐留へ著舟歸る。堀も高輪へ同伴。

此の記事を既掲(參照 六七)中根の記事と對照すれば、自から分明にして、薩藩側には、禍の未だ堀の身上に及ばなかつた際だ。

八月三日

一 四時出勤、八つ後退出、堀一條云々之譯有之、今日拙處え堀滞在。

堀被告と  
なる  
此に至りて堀も愈よ被告人となつて來た、彼が大久保の寓居に滞在したる理由は、之を臆測するに難くない、彼等は此の一件に就ては、云はば同穴の狐であつた。

八月四日

一 今晚中山次州脇坂え被出。

八月五日

一 四時出勤、今日重役御用中來、登(島津)殿脇坂え被罷出、御前え云々言上登

州承知之處云々、實不堪<sub>レ</sub>殘懷、今日終日御評議也、今夕泊番也。

此に至りて堀一件が、實に薩藩の重要問題化したることが判知る。

八月六日

……堀夜前罷歸、今日入來止宿、山科(吉井友實)止宿、中山え差越。

八月七日

今日四時(午前十時)出勤、四つ後(十時後)小松家(小松清應)物見におひて、登殿え議論に及、今日八つ時(午後二時)堀一條に付、脇坂え出で候筋にて、登殿え拙者附添の賦と御沙汰也。

一 八後(午後二時後)上御屋敷登殿所え差越候處、西筑(西筑右衛門)參居、登州議論相變居、又々及辯駁、暮時分同伴、脇坂え出張之處、病氣にて登城無之御逢御斷也。

一 佐土原(島津忠寬)も御出之賦に候處、前條通にて御取止、明朝板倉え御出、登殿、拙にも同様也、今夕引取。

薩藩硬軟  
二派

以上を一讀すれば、薩藩中にも、硬軟兩派相岐れ、家老島津登や、留守居西筑右衛門などは、寧ろ軟派と云はん乎、幕府恭順派と云はん乎にて、大久保もその論駁、説破に頗る努めたることが判知る。

八月八日

今日早天より板倉(閣老藤靜)へ出張之賦に候處、西(筑右衛門)亦々異論有之、云云返答何分、佐土原(島津忠寛)え寸時立寄、板倉え御出を進め、其儘板倉公用人□□え逢、拜謁願候處、色々六ヶ敷申立候、再三再應應答いたし候處、佐土原引取之上、御逢可相成旨返答にて、相待居候處、已に御太鼓打、直様御登城相成候故、先づ引取候、直様御前へ(久光前)形行申上、亦登州(島津登)同道退城之上、板倉へ出候筋也、七時分(午後四時)より上御屋敷へ出懸候處、登殿病氣之由、岩山八郎太早馬にて注進、其儘引返し、小松家え立寄、帶刀殿(清康)出張之處、御前へ相伺候處、先づ一人差越候様被仰付候、則飛が如く、西向え立寄、御留守居附役西村喜作同伴、板倉に出張候處、夜五つ時分(午後八時)面談相叶、十分及演説候。

大久保奔  
走

云々返答内分にて聞置と之主意、上手に會釋候、一先引取候、今夕中山え差越歸る、海江田、奈良原參る、深更に及び談話。

如何に閣老板倉が、面會を阻んだか、將た如何に薩藩の軟派側が、板倉訪問を好まなかつた乎、如何に其間に處して、大久保が奔走、周旋、遊説、調停、頗る励めた乎、前記を讀めば、之を推測するに餘りあらむ、而して彼は遂ひに板倉に面會し、板倉をして彼の希望通りの言を吐かしめた。

八月九日

四時(午前十時)出勤、則昨夜之形行言上、此上は表向御届相成ると不成と之境にて、御決定奉伺候處、十分此方之主意申解候上は、間拔きに相成趣意を推され候場に無之、先づ此上は堀を夫成召置可然と御沙汰云々也。

一 八後(午後四時過)中山え立寄、中山次州へも差越、西え御用談、海江田、奈良原え差越、夫より傳奏、邸え御使相勤云々。

暮前より山科(吉井)同道、兩國へ參り乗舟、隅田川之月に棹し、風景微妙、苦心中

幕閣の希  
望

之鬱散にて候。沙留へ著、山科相別れ、中村へ上り、休息にて四つ過(午後十時)の比歸る。

此れにて堀一件も、薩藩側から見れば、彌よ一段落を告げた。而してその爲めに如何に大久保が盡力したるか、如上の日記が、概括的であり、抽象的であるが、その消息を傳へてゐる。而して之を見ても如何に大久保の外交手腕が發揮せられたるか、判知る。

### 【七〇】 島津久光の官位敘任運動(一)

大原の周旋

薩藩では島津久光を、國主待遇の要望があつた。然るに幕府は舊例を援いて、それを肯じなかつた。更らに久光を國主たらしむるの運動をした。然もそれは子として父を繼ぐは相當であるが、父として子を繼ぐは不倫であるとして、是亦斥

けられた。次の問題は久光の官職位階の問題だ。此事に就ては、勅使大原重徳は、周旋尤も勧めた。然も此亦た容易に幕府の容るゝ所とならなかつた事情は、下記の通りだ。

幕閣不承知

八月七日、大原殿より登城之上、橋公御始め閣老一同揃之上、御相談申度儀有之趣被申出候得共、會侯(松平容保)は先達より御所勞、中書殿(藤坂安宅)豊前殿(松平豊前守信義)も、今日より不快に付、斷りに相成由。

此れは固より島津久光の要望一件であることは、次に記する所を以て察するに足る。

島津三郎殿、公武御一和周旋、浪人鎮定之功勞有之に付、從四位中將に被任由風説有之由、監察より申上有之、大原殿之登城も、多分此等之義にも可有之哉、三郎殿、橋公へ御呼寄にて、兩公(一橋、越前)より、不當之儀を御説得可被成哉の御談も有之候得共、今一應確證を得候上、可申上との事にて、御見合せ相成由とある。尙ほ當時幕薩の間に、如何に其の感情が乖隔したるか、左記に徴して

幕薩感情乖隔

も分明だ。

今朝(八月八日)島津淡路守殿、周防殿(板倉勝勝)へ被罷越、此度堀小太郎之義、被仰出一條、薩州家におゐて一統不服暴發之程も難計趣被申出に付、周防殿被申は、御大法通りに取扱候得ば、町奉行手へ召捕可及、處刑處、御家柄と申、格別之御憐愍を以爲、御任相成候由を被諭、證書共をも被爲見しとぞ、此節淡路殿より、先達て及内願候義、三郎へ相聞へ、嫡子を指置、相續杯と申儀は思ひもよらずと、大に不興にて叱られ候間、被件は御聞流しに相願度と謝し被申由とあり、又た次に、

大久保一藏も參邸拜謁相願しかど、御登城刻限に相成に付、御逢無之由、薩の内狀探索之趣にては、三郎殿稍姦物(編其人)なるを會得有之、御書附相渡候様との事にて、伊集院橋次、小太郎禁錮の暗室へ持參候處、兼て覺悟致居候義、長州之讒間行はれ候事と被存候間、何時にても御國元へ被遣被下候様、立派に及御請由、小太郎之件は、舉邸愉快を唱候勢の由也。

惟ふに薩邸中に於ても、硬軟兩派存したるからには、軟派に於ては、或は斯くありたらんも、未だ知る可からずだ。

大原滯留  
用務の一

元來長州の意見は、將軍の上京であり、薩州の意見は、松平春嶽の上京である。而して春嶽彼自身は、飽迄自身の上京を回避し、將軍の上京を勸説してゐる。大原は固より島津と同腹なれば、是非春嶽を誘ひ、上京せしめんとしつゝある。彼の江府滯在も、其の用務の重なる一は、此れであつた。

大原強要  
せんとす

八月十二日、御登城有之、橋公昨夜より御腹瀉之處、今日大原殿登城、一同御逢可有之、御兼約故、押て御登城相成候得共、勝れ不被成に付、御退出に相成、大原殿へは、俄に御斷相成處、閣老衆へ御用談有之由にて、登城有、御談之趣は、此頃近衛殿より、諸大夫下向、三郎官位之事申來處、推任被之事故、幕府にて思召無之候得ば、大原殿より直達之積之由被申出に付、刑部卿(一橋)殿出勤之上、御談に可相成と被答、今日は御談には不及之よし。

此の如く久光官位の件は、彌よ高飛車にて、幕府に押し付けんとするの氣勢を、

大原勅使から示し來つた。幕府の當惑知る可しだ。

右相濟、別段公(春嶽)え御逢にて、卿と御一所に御上京御周旋有之様御勧めに付、御見詰無之ては、御上京難被成段、達て被仰立候處、左候はゞ先づ御上京之事を、御申出置、追て御上京にては如何との御談に付、夫にては矢張御食言に相成段御申立之處、左候はゞ御上京被成兼候譯、御書面にても、御指出被下候様との御懇談相成由。

而して大原は更らに、

三郎(鳥津久光)は國忠第一之者にて、彼者機嫌宜様御取扱に相成候へば、九州一圓は太平に歸し可申、杯被申、又三郎と組合居候と御見受は無之哉、杯、笑止之義を被申由(再夢紀事)。

此の如く大原は一面春嶽上京の運動、他面鳥津官位敍任の運動の爲めに、餘力を傾け盡しつゝあつた。

大原久光の人物を語る

大原鳥津に氣兼

一 扱又一越御請に相成、是にて周旋の廉は相立申候。私も御用は無滞相勤たと申者に候。右に付私より申出候は、實以如何敷申兼候へども、程能御請に相成、御満足被爲有候と申御文を、鳥津え被下候様いたし度存候。尤屹度いたし、議卿御連名人に爲見、家に残る様なのを願度候。右申候は、中々大體の骨折心配と存候故、不取敢、彼が失望いたさぬ様にと存候故に候。尤御如才なくと存候へども、心付候儘を申上候。扱又私へも一寸三郎に爲見て宜様なのを御一筆相願候。是はいらぬ様に候へども、隆計では薩を御氣取遊し候様に相當り、如何と存候故に、右申上候。不惡御聞取願上候。尤極密貴公の御腹にて御申出し願入候様、別封にて申上候也。

七月九日夕方認

二 白小松以下四人、是は議卿限りの文面、

又私の供六人、是は議の命を請、貴公よりにて、

顔 (大原重徳)

富研(岩倉具親)大賢兄

無事極内々

[中山忠能履歴資料]

【七一】 島津久光の官位敘任運動(二)

大原運動の反感

大原勅使の島津久光官位敘任運動は、彼が江戸に於ける掉尾の運動とも云ふ可く頗る目覺しきものがあつた。然も之に對して、幕府側の感情は、頗る面白からざるものがあり、而して大原の運動は、却て彌よ島津側に對する反感を挑發するの傾向を生じた。

横井密告

十三日(文久二年八月)永主水殿(永井尙志、彼は八月七日京都町奉行を命ぜられた)被仰遣御逢、小楠堂(横井時存)御呼出、爲御引合有之、小楠より承込之趣にて、薩州不軌を懷き、伏水に滞在、皇威を挾んで、九州之諸侯を使命せんとする風説有之由を密啓せり。

此の如く比較的薩と親しく、薩に同情ある越前春嶽にしても、永井尙志や、横井時存等と相ひ語りて、頻りに薩の野心に付き、憂慮を懷きつゝ、ある程なれば、其他は推して知る可きであらう。

尙ほ同日の中根の記事には、

久光敘任否決

三郎殿官位は愈御斷りに被決由。

とある。此れは幕議の決定を意味するものであらう。

八月十六日、三郎官位之義は、如何之御答に可相成哉と被申に付、公(春嶽)廟堂之評議別段といたし、今日御懇談之廉にて、御存分御申試被成候へば、三郎如何程大功御座候迪、從四位之中將に被敘任候ては、餘之超越不都合には無之哉と、御申之所卿(大愿)中將は、淺官にて、於京都は容易之義と被申に付、公(春嶽)朝廷之御振合は、不存、於關東は、諸侯之極官にて、當時之加州之中納言、先々之薩州宰相殿は、別段之義、其他におゐて中將に超へたるは無之候へば、三郎如何程勤勞あるにもいたせ、厄介之身分、突然極官に昇候ては、諸大名落付不申、

其上乍恐天朝、勅使も、幕府も、皆失體、三郎も面目處には無之、種々の惡評を受け、上下一つとして取得無之事に可相成哉と、甚御心配之趣、御物語之處、如何にも不都合也と會得之様子に付、三郎へ説得之義御申試の處、種々勘考之上、是は總裁(春嶽)にても、勅使(大原)にても不宜、容堂殿(山内豊信)可然と被申由。

大原なほ  
強要

右は八月十六日濱御庭に於て大原重徳と、松平春嶽と對談の一節だ。然も薩人官位要望の一件は、容易に終結に到らなかつた。

八月十七日、大原殿へ昨日之御挨拶旁、御書面雪江御使相勸處御逢有之、御申聞之趣は、昨夜は薩人歸邸を待受居り、官位一件如何之談に相成候哉と承り、敬と當惑、一寸遁れに三郎に逢、可及物語と答へ置たり。何分廟堂上にて成否を押合候様にては、不面白候へば、内輪之處にて、爲濟申度、右に付、卿(大原)より説得に相成候はゞ、先達内意申聞候節、辭退之手紙も指出有之事候へば、今更否とも難申可有之と存候得共、兎角家來共にて、落合兼候譯も有之、慥成見詰は無之、元來大廣間大名落付不申との事候得共、如此大功有之上は、特典も有

之管なり。

たとひ昨日之義に服し、罷歸候連、夫切りにて相濟譯も有之間敷候得共、何分精々心配は致見可申候。

此の如く大原も春嶽等の申す理りに服し、兎も角も自から島津久光に向つて——豫て同人より官位辭退の書面もありたれば——直接に、此一件を解決せんとしたるも、同人所勞と稱して面會せず、その儘八月十八日登城となつた。

慶喜答辯

八月十八日、今日八時頃(午後二時頃)大原殿登城有之、最初兩公(一橋、越前)御逢有之、夫より閣老衆一同被罷出、島津三郎官位推任之御答有之、大意は中將は武家極官之姿に相成有之處、此度三郎一時に超越、彼任に相成候ては、諸侯一體に落付申間敷、此格例を惣體に及ばず時は、是迄之中將は、宰相に不相進しては、難適譯と相成、諸侯之官位亂禮に及び、武家之制度相立兼候。三郎の功績あるも、濫官と成ては、諸大名不平の基と相成、諸大名の不平は、則朝廷の御不爲第一之義候へば、此度之義は、京都より之特命にて、幕府不及關係譯候得

共、御相談と御座候からは、御不爲に可相成と存付候儀、不申上も不忠之筋故不被憚恐、御答之趣、専ら橋公之御演説にて、公(春嶽)は折々御取合せに被及し由。

此の回答は尙ほ次へ續いてゐる。

### 〔七二〕 島津久光の官位敘任運動 (三)

大原久光  
辭退を説

一橋慶喜の意見に對して、大原の答ふる所は、

大原殿被申候は、被仰出候ても、三郎は御辭退可致由にて、大原殿より内意被申越し時、三郎辭退の返書を被指出由。

此れは幕府が任官敘位の沙汰ありても、島津久光自身から斷りをするとの意味。それは大原から先頃その内意を通じたるに、豫じめ大原までそれを斷りた

りとのことだ。但だ此れが島津久光其人の本音であつた乎、否乎は別問題だ。

周防殿(閣老板倉勝舟)被申候は、辭退は先方の事にて、被命は此方の事也。辭退無之節は勿論、被命に相成候筋故、辭退の有無は不及論、不被命筋は、難被命との一議を被出。

板倉論駁

閣老板倉は曰く、島津の辭退は問題ではない。問題は被命か難被命かの一點だ。而して此事は固より難被命筋合のものだと、蓋し大原は命せられても、島津は辭退するから、兎も角も命せられては如何との意味合であつたから、板倉は斯く論駁したものであらう。

水野忠精  
意見

和泉殿(閣老水野和泉守忠精)被申は、此度之事被仰出通りに相成、舉世至當御尤之義と可申哉、不當不尤と可申哉、此兩様如何御考被成候哉と被詰

此れは閣老水野忠精の意見だ。

大原屈服

卿(大原)も遂に屈伏せられ、唯當惑の由を被及歎息。

此の如くして島津官位敘任運動は、全く失敗に歸した。



大原久光の機嫌を説く

猶又被申しは、三郎へ官位之代りに、御取扱の被成下方は有之間敷歟、彼者不機嫌にては、御爲不宜、京師の浪人共も、彼者之存次第の由を被説出に付。

此の大原の意見に對し、  
和泉殿被申しは、三郎先達て建白にも、公武の御爲、三國(薩、明、日)を擧て、私なき由有之。又此辭退書面も至極尤之筋に相聞ゆる也。然る上にて思ふ様に無之、逆、不平を抱き候ては、國忠の論説も、悉皆虚妄と見做すべき哉との詰問には、大原殿も辭屈せしとぞ。

大原見すかざる

以上は春嶽の實話を、中根が筆記したるもの。要するに大原重徳も、勅使として始めて江戸に乗り込んだる當坐は、幕府側も或は恐怖し、或は敬憚したであらうが、彼が薩の傀儡であり、而して外には強剛であるが、内には左程の蘊蓄も無き、一頑翁たるに止まるを看破せられたる後に於ては、幕吏もや、彼を與みし易きものと認めたかも知れない。

薩藩焦躁

當時薩藩側では、島津久光の江戸に於ける待遇問題には、頗る焦慮したるもの

と思はれ、近衛家を透して、それぞれ運計したることは、大久保利通の日記にも、  
八月九日

慶永苦心

一 近衛様諸大夫進藤式部權少輔、藤井良節著也。  
とあり。爾後大久保等は此の兩人と屢ば往來してゐる。藤井は云ふ迄もなく薩士である。然るに當時幕府側では、薩藩に對する感情は彌増悪化しつゝ、あり、其の中間に處して、松平春嶽の苦心も、頗る尋常ならざるものがあつた。

八月十九日、今早朝岡部駿州(大目付)へ雪江御使に被遣、御趣意は周防殿(板倉勝靜)小松帶刀へ御逢にて、嫌疑を去つて、御打明、御談に相成、彼方より申出儀も、眞實に御聞取、他日之證跡を、御取押へ置可然との事。  
小松は薩藩の代表的人物だ。

一 官位被下候を、修理大夫(久光實子、薩藩當主)へ譲り度との内意相聞ゆる事。

此れは久光から内意を申し出したるに付てのこと。

一 三郎登城の節、四品之席に御取扱、并三本槍爲持候事等も、内意相聞る事。右件々駿州心得に、御申入之旨なり。  
 以上は春嶽の意見だ。

三郎御取扱之義は、監察局正論を持し、甚難議の由を、駿州被申たり。

幕府目付  
役強硬

此の如く大目付、目付の間には、島津久光待遇に付ても、從來の舊慣、故例を馮據として、頗る小面倒の議論をなしたるものと察せらるゝ。時勢は刻々變化するも、幕吏の頭は却て硬化しつゝあつた。

【七三】 江戸を去るに際し島津久光の意見書 (一)

久光不滿

島津久光及び彼の周邊は、江戸に滞在する足掛三ヶ月——六月七日著、八月二十一日發——にして、其間周旋尤も努めたるに拘らず、久光に酬いられたるも

のは、殆んど一も無かつた。彼等の久光に關する要請は殆んど一も容れられなかつた。但だ七月朔日、將軍より伏見に於て、激徒を制したる賞として刀一口を賜はりたるに止つた。されば彼及び彼等の不滿は知る可しだ。彼は八月二十一日、勅使に従つて歸京を決しつゝあつたが、八月十五日の望月を見て、

望月のひかりは空にみちぬべし、浮き雲霧はよしおほふとも

と、彼の意氣は未だ必らずしも沮絶したのでは無かつた。

久光慶喜  
謁見

斯くて彼は八月十九日一橋邸に詣りて、慶喜に謁した。松平春嶽も亦た來會した。彼は朝旨を奉じて、屢ば春嶽の入朝して國是を一定せんことを促したが、春嶽は前後の形勢を考察しつゝ、容易に踵を擧ぐるを敢てしなかつた。仍つて久光は當日、國事に關し、二十餘條を掲げ、之を兩人に告げた。その手控書は實に左の通りだ。

國事二十  
條

越前前中  
將上洛の  
事

一 勅命之御事御座候に付、是非大體國是之議論、御評決之上、來る八月中旬頃、爰許發足にて、越前前中將殿、上洛有之度、尤閣老一人同伴之事。

此れは内勅と云ふも、實は島津久光の持ち出したる意見だ。此の一事が實行せられざるに於ては、彼の使命は半ば空しと云はねばならぬ。長藩の將軍上洛、薩藩の越前上洛、何れも兩藩の當時に於ける政綱の一とも云ふ可きものだ。

一橋越前  
一和希望

一 一橋刑部卿殿、越前前中將殿、御登庸之上者、閣老にも實意に大政評議有之度、巷説に内實者一和無之哉、杯と申事候得共、若右様之姿、露程も有之候ては、第一徳川家之御爲不可然奉存候事。

所謂る一橋、越前、閣老の一和は、固より容易に實行し得可きことではなかつた。閣老は一橋に對しては、恒に猜疑の眼もて見つゝあり、而して越前と一橋との意見も、必らずしも一致しなかつた。

大赦の事

一 大赦被仰出候御事に候得共、至今何共仰渡無之、勅命御奉行之旨と違ひ候に付、際々御施行有之度、尤午年(安政五年)以來、諸浪士等死流幽囚、總而御赦免被仰渡度事。

此の一件中には、伏見に於ける義徒を加入せしむ可き乎、否乎の問題が必然生

所司代人  
選の件

じた。此事に付ては他の場合に語るであらう。

一 此節被命候所司代にては、又々人氣に相拘り可申歟と、至極懸念に御座候。今一往御評議之上、御人撰にて、叡慮御伺有之度事。

但大阪も同斷

京都所司代の酒井忠義も、安政戊午大獄關係者の一人であり、且つは和宮御降嫁周旋者の一人として、尤も當時の志士輩に嫉視せられつゝある一人だ。彼が所司代を罷むることは、朝廷に於ては、或は不本意に思召されたかも知れないが——それは彼は朝廷に對しては、恒に奉承の道を竭し、供御の如きも、彼自から其の私財を投じて、不時の急に應じたる場合も尠くなかつたと聞く。——然も世論は彼が在職を容さなかつた。但だ彼に代りて松平宗秀が出で來りたるに就ては、我も人も皆其の人選の意外なるに驚かされた。

松平宗秀  
忌避

固より大阪城代よりの轉任は、順序として當然ではあるが、彼れ宗秀は、戊午大獄の裁判官の一人だ。島津久光が彼の選任に對して、又々人氣に相拘り可申歟。

との意見は、至極尤と云はねばならぬ、而して必然の勢は、遂ひに會津の京都進出となつた。此れは實に朝幕の間に於ける、今後の時局を濟ふ一大勢力として、看過す可からざるものとなつた。尙ほ會津進出の一件は、別に語る所があるであらう。

將軍上洛の事

- 一 是迄公武之御間、名義不相當之儀、細々御取調、御變革有之度事。
  - 一 將軍家御一代一度は是非御上洛之事。
  - 一 諸御書附認振之事。
  - 一 勅使御會釋向等、其外段々可有之事。
- 從來兩敬の間柄、杯と稱して、徳川將軍が至尊に對し奉りて、對等の立場に在るが如き文句、所作等を使用したることを、一切廢止せよとの事だ。是亦た當今の時務に處して緊要の一件だ。

【七四】 江戸を去るに際し島津久光の意見書(二)

和宮待遇の事

- 一 島津久光は、尙ほ前掲に引き續きて、左の如く意見書を提出してゐる。曰く、
- 一 和宮様御會釋向、今一際御手厚有之度、是迄將軍家より諸大名へ御縁組に不準と奉存候事。

此れは和宮待遇上に就ての注文だ。從來の諸大名への縁組に準せず、格別の待遇を爲す可しとの意味だ。

- 一 御同人様御心願之御事御座候に付、來春中に者、是非御上洛被爲在度存候事。

此れは和宮上洛の件。

朝廷御賄料増加の件

- 一 朝廷御賄料拾萬石程御重め有之度事。
- 一 但公卿方も方今忠誠之御方者今少づ、同斷。

朝廷の供御増加の件は、當時に於ても、尤も急須の一であつた。

一 諸役人之正邪屹度御糾し有之度事。  
但諸大名も同斷。

公卿方も同斷。

一 水戸前黃門殿贈官被仰出度事。

此れは冤を吞んで逝いた水戸齊昭贈官の件だ。

一 故掃部頭罪科屹度御糾し、代數御除有之度事。

但井伊之家者、先祖代より徳川家え格別功勞も有之候に付、當人迄の處にて申上候。

井伊罪科  
糾しの件

此れは井伊直弼の罪科を糾し、追罰す可しとのこと。但だ罪は直弼一人に止まりて、必らずしも其家を斷絶すると云ふが如き、重刑には及ばぬとのこと。

一 酒若事隱居慎被仰付度事。

但間部も同斷、其外隨從の面々同斷。

酒井隱居  
希望

酒若とは前所司代酒井若狹守のことだ。間部は云ふ迄もなく間部詮勝だ。

安藤處罰  
の件

一 安對者今一際重く被仰付度、其外隨從之面々、屹度御咎め有之度事。  
但御讓位云々の御事者、實事之様致承知候に付、右之通申上候事。

此れは安藤對馬守信睦に就てのことだ。御讓位云々とは、所謂る廢帝問題の一件だ。此れは當時に於て、専ら評判したることにて、安藤在職中、國學者に命じて、其の故例など調査せしめたと云ふ説、何れも世間に喧傳せられてゐた程なれば、久光も斯くの如く、實事之様致承知候とは、言明したものであらう。

九條隱居  
の希望

一 九條家も隱居慎被仰出度、隨從之公卿方家臣等に至迄、武家に準じ、御取扱有之度事。

此れは九條關白及び其の一味面々處分の件だ。

攘夷實行  
延引説

一 外夷御處置者、御内政大概御治定之上に無之候ては、不宜奉存候事。

此れは露骨に云へば、攘夷實行延引説だ。正直のところ、島津久光は決して攘夷論者では無かつた。彼は乃兄齊彬ほどに世界の大勢に通曉せざるも、又た齊彬ほどの積極的意見の所有者では無かつたが、決して先暗黒の攘夷一點張り

の論者では無かつた。但だ彼は京都の氣焰が餘りに熾んであつたから、強ひてそれを争はなかつたまでの事であつた。されば内政を主とするの說によりて、此の危機を緩和せんと欲したるは當然だ。而して此說には越前と期せずして合符したことは、中根雪江も之を認めてゐる程であつた。

參勤制改定の事

一 諸大名參勤、是迄通にては、逆も海防十分全備難致候に付、遠(參百里以上中(貳百里以上)近(百里以上)に應じ、年數差別有之度、若此儀難相成候はゞ、妻子國許え引取度事。

此れも當時の横井小楠等の意見と大同小異だ。

一 諸御手傳等入費相掛候儀者、以來不被仰付様有之度、左無候ては外夷防禦は勿論、内亂之鎮靜も出來兼候様可成立奉存候事。

但天朝之御修復等は、別段之事に可有之事。

此れも亦た當時識者の意見であつた。久光は只だそれを唱道したるに止まる。

海防の件

一 海防之儀江戸海は勿論、諸大名一統え年限御定め、是非致全備候様御達

京都警衛の件

相成、此上若不行届之國有之候はゞ、嚴科被仰付旨、屹度被仰達度奉存候事

但前條參勤之儀御達之上たるべき事。

一 大阪、兵庫、堺等警衛、方今之形勢にては、不相濟、屹度嚴重に有之度事。

一 京師警衛、大藩四五頭え交代にて相勤候様被仰付度、是迄之彦根等者御免にて、爰許之守衛被命度、左無候ては、第一人心不和合之基と奉存候事。

以上は海防、及び警備の件だ。彦根藩の京都警衛を免じて、江戸の守衛を命ずることを提議した。何は兎もあれ、彦根藩を、京都から一掃することは、刻下の必要と認められたものと察せらるゝ。

外使應接振の件

一 於老中宅、外國人應接者、以來無用にいたし、拾萬石以上三拾萬石以下之大名外藩四人、御譜代四人(貳人つゝ交代にて參府)え被命、小事者時々幕府え伺に不及、臨機にて可取計、外國奉行以下者、其指揮を受て相勤候様有之度事、此れはとても實行せらる可きものではない。大名などが交代にて、外交事務を取扱ふなどは、以ての外の空想だ。

外夷御處置相定造之間者、可成丈登城者以來無之様致度事。  
但江戸中え滞留之儀も同斷

此れは外人に對しての處置振りだ。

關白後任  
の件

一 近衛關白殿下長く在職無之模様ニ付、跡代り鷹司前右府公え被仰出度事。

此れは近衛忠熙の後には、鷹司輔熙をして、關白職を襲がしむ可しとのこと。此れは近衛忠房——忠熙の子——と島津久光との間に、打合せありてのことと察せらるゝ、以上の意見書中には、時務に切要なるものあり、それ程でもないものあり、然も島津久光は、其の懷抱する一切を舉げて、悉く之を一橋慶喜、松平春嶽に吐露し盡したものであらう。而してそれが如何なる程度まで幕府にて實行せられたるか、今後の事實が、追々に之を示すであらう。

### 第十四章 毛利氏の轉向手段

【七五】 京都に於ける毛利氏 (一)

毛利氏善  
後策

長藩の立場から見れば、長井雅樂の官武合體運動は、單に長藩をして、朝廷を始め、天下清議の士から、不評判を招くに過ぎず。その爲めに遂に方向轉換の已むなき次第に立ち到つた始末は、既記の通りだ。(參照 四〇—四三)爾來毛利慶親は、京都に在りて、其の嗣子長門守定廣(後に元徳)と與に、朝廷向の方へ、其の善後の策を濟しつゝあつた。

方向轉換  
工伴

抑も毛利慶親の江戸から京都に著したのは、七月二日であつた。其の君臣會議が、愈よ湊川の覺悟もて、方向轉換を決議し、長井雅樂建白の却下を、朝廷に請うたのは、七月十三日であつた。而して七月十一日には、京都新所司代松平伯耆守宗秀が、不人氣なる事情を具して、在江戸の公儀人小幡彦七をして、之を脇坂、板

倉の兩閣老に告げしめた。而して十五日には、重臣浦靱負を、中山、正親町三條兩卿に遣はし、其病癒えたと報せしめ、十六日には留守居乃美權右衛門をして、勸修寺家に就て、物品を朝廷へ獻進した。勸修寺家は、藩祖元就以來毛利家と朝廷との間に於ける仲介者である。同日勸修寺經理よりは、朝命を慶親に傳へた。

一 大膳大夫上京の事言上被聞食候事。

一 今日未刻(午後二時)於學習院兩役面會、委細之儀可被談御沙汰の事。

勸書拜受 而して慶親は午後定刻に學習院に出頭し、中山、正親町三條、野宮諸卿に接し、左の勸書を拜受した。

一 長井雅樂申出候書取之内、謗詞似寄之儀は、一件委細及演說候通之叡慮に被爲、在、右思召之御旨趣伺取方相違之段は、自元御遠察御氷解之御事にて、御遺念不被爲、在候間、以來とても必無掛念候との御沙汰之事。

一 去五月被仰出候勸使關東へ被差遣候に付、被仰出候叡念彌以御貫徹相成候様、御依頼被爲、在候事。

一 長門守(定廣)へも先達て被仰出候通、父極意相心得周旋の儀、御依頼被爲、在候事。

一切清算  
さる

此れにて朝廷と毛利家との間は、一切清算が出来、本來の白紙に立ち反り、島津家同様、公武周旋を御依頼あらせられた。此に於て在京の周布政之助、兼重讓藏、桂小五郎等は、書を在江戸の手元役來島又兵衛に送りて、右の奉勅始末を報じ、薩藩と與に謀る所あらしめた。

長薩協調  
難

右に付ては、於其元薩藩大久保一藏、堀次郎其外へ、御自分様、彦七(小幡)間、御相對相成前段の次第云々、且又右に付ては、殿様(慶親)、若殿様(定廣)御間、朝廷よりの御沙汰次第、早々御出府御盡力御周旋御内治定に被爲、在候間、其節は諸事厚く可被仰合候間、何分無腹藏申論候様有之度候段、入々被仰合被置候様にと存候。

此の如く長藩では薩藩と提携運動のつもりであつたが、薩藩では是迄の長藩の行動に釋然たらざるものありて、容易に兩藩の協調が行はれなかつたこと



朝廷御沙汰

は、既記の通りでもあり(參照 四八)、又た今後にも記することがあるであらう。毛利慶親は公武周旋に付、朝廷の意志の存する所を奉伺し、薩藩と協力して運動す可き要點を突き留む可く、それぞれ書面を上つたが、朝廷よりは、

尋問之通、第一(將軍上洛)第三(一橋後見、越前總裁)を一事と被相心得、周旋有之候て可然候、第三條一橋再職後見、越前政事總裁職等之儀、今七月一日御請に相成、其後各承服之旨、言上有之候、然る上は、事實速に行はれ候儀第一に被思食候、於關東島津段々周旋候へば、尙又大膳大夫殿、昨年以來自大樹家も、被依頼候儀故、於關東程克調和、叡慮徹底候様、被抽丹誠候様。

との附箋が下つた。所謂る第二條は、豊臣時代の故制に倣ひ、大藩大名若干名を大政に參與せしむる一件であつたが、それには、

第三條、第一條、追々遵奉之上は、第二ヶ條御見合、

との附箋が下つたから、此の一個條は固より取消となつた譯だ。

### 【七六】 京都に於ける毛利氏 (二)

慶親諸臣親諭

毛利慶親は、朝廷御趣意の存する所を奉伺したる上、茲に七月廿四日、左の親諭書を、京都在邸の諸臣に下した。

親諭書

從來存意官武へ申立候は、偏に天朝へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道、相立候決意に候。今般上京叡慮之所、被爲向盡力周旋仕候段、御請申上候、然る上は如何體の艱難にても忠節を確守し、信義孝道隨て相立候處置せしめ候間、我等旨意を體し、爲國家、遂奉公に於ては本懐たるべく候。

毛利氏の恭順

當時の毛利氏は、天朝には勿論であるが、幕府に對しても、頗る恭順の態度を持してゐた。此の一點は薩藩のそれよりも、一層目立つものがあつた。然も毛利氏の臣下の激派には、固より眼中幕府無き久坂玄瑞など、吉田松陰の社中も少く無かつた。

一人滯京の勅命 七月廿七日には、毛利慶親、再び召によりて學習院に候したが、傳奏は、左の勅旨を授けた。

松平 大膳 大夫  
同 長門 守

皇國御爲可有周旋由、去十六日言上、厚叡威之御事に候、就ては父子之内一人滯在、一人出府、周旋有之候様、御依頼被爲在候事。

六箇條實  
疑上呈

斯くて翌廿八日浦鞞負をして、書を廣橋光成、中山忠能に奉せしめ、慶親は自ら輦下に留り、嗣子定廣をして東下せしむることを陳じた、而して八月二日に至りては、更らに中村九郎兵衛を中山卿に遣はし、六箇條の質疑を上らしめた、此れは長門守が東下に際して、豫じめ朝旨の在る所を確かめんが爲めであつた。

三條勅諭  
に就き

戊午(安政五年)以來天下紛亂之基は、乍恐勅諭並御沙汰書、事實不被行候故之事に付、唯今紛亂御取治めの道は、右勅諭並御沙汰書を御取出し、一々御奉行候様被仰付候外有之間敷、此段勅使御東下に付、被仰出候三條の勅諭(第一、將

軍上洛。第二、五大藩を五大老として大政に參與せしむ。第三、一橋後見、越前政事總裁職)をも、第一、第三條を一事と心得、周旋の儀御請申上候に付、參照 七五、此往周旋振篤と熟考仕候得ば、第一、第三條の御旨意も、即ち戊午勅諭の御旨御同様と奉考候。勿論一旦被仰出候勅諭の御旨、聊御動可被爲在儀、無御座事にて候得共、五年の間時勢變換も有之候に付、一應は叡慮御窺仕度奉存候儀、數件有之候處、其内此度長門守儀出府仕候に付、先左之廉々、委細の御深旨被仰聞被下候様奉願候。

朝廷附箋

此れに就ては左の附箋が下つた。

(附箋)一端被仰出候儀、尤御違變不被爲在候。乍去於蠻夷一件は、段々遷轉之形勢、尤幕府御掛合も同斷に候間、以其意味可有考慮候。

戊午の勅諭並御沙汰書とは、下に記する通りだ。五年の歲月は、時勢も變遷したから、此の如く叡慮を確めんとするも、強ち無用の業ではなかつた。  
六ヶ條の一

假條約破棄に就き

一 戊午三月二十日の勅諭に、往年下田開港の條約不容易とは被仰出候得共、同月二十六日閣老へ御渡相成候御別紙に、下田條約の外、御許容不被遊節は、自然及異變候も難計と有之候に付、下田條約通りは、御不本意ながら、御許容被遊候御事と奉窺候。就ては假條約の儀も、御破却に可被仰付叡斷にて可有御座哉と奉存候。

此の假條約とは、ハリスの安政條約のことだ。

朝廷附箋

(附箋)下田條約尤不被爲好候得共、既以前於關東爲濟候上、言上有之、歎思食候處、重て假條約數ヶ條言上、實に被驚思食、二十六日御別紙之旨、無餘儀被仰出候儀にて、勅許にては無之、其後自關東言上、御約定等追々轉々に相成、一昨冬(萬延元年)七八ヶ年乃至十個年中には、必定可有拒絶、堅固御約定に候。且又蠻夷追々驕傲猖獗、下田條約頃と、同日の論に無之、以の外の儀、到當時條約に被宥可然とも難被仰出、假條約は御破却御拒絶被遊度思召候、併是等國是重大の儀、猶衆議の後、叡慮可被仰下候。

此の一項、即ち安政條約破却の言質を朝廷より得たるは、今後毛利氏の行動に取りては、極めて重大の關係あるものであることは、追々事實が之を説明するであらう。

### 【七七】 京都に於ける毛利氏 (三)

六ヶ條の二

安政條約調印者處罰の件

同年(安政五年)八月八日の勅諭に、皇國重大の儀、調印の儀言上、大樹公叡慮御伺の御趣意も不、相立、勅答の御次第に相背、輕率の取計、大樹公賢明之處、有司心得如何と、御不審被思食候と有之候に付、右一件に相携候役々は、於幕府何とか御處置可有之儀と被思食候御事に、可被爲在哉と奉存候。右の伺には、左の附箋が下つた。

(附箋)已往は不被谷の叡念、強て御遺念不被爲有候得共、不束之事情現然之上は、於幕府何とか可被及沙汰と被思召候。

此れは安政條約調印者に對する懲罰問題に付てのこと、此事に付ては朝廷では強ひて追究在らせられざるも、若し其の事情、現然したらんには、幕府にて何とかするであらうとのこと、要するに此事に付ては、餘り朝廷にも氣が乗つてゐないことが判知る。

六ヶ條の三

赦令問題

右勅諭に水戸尾張兩家愼中之趣被聞食、且又其餘宗室の向にも、同様御沙汰之由も被聞食及候、右は何等の罪狀に候哉、難被計候得共、柳營羽翼の面々、當今外夷追々入津、不容易時節、既に人心の歸向にも可相拘、旁被惱宸衷有之候得ば、水尾は勿論其外諸浪士に至る迄、正義を以罪禍に陥り候面々、一統赦令不被仰付候ては、叡慮に不相叶儀と奉存候。

此れは赦令問題だ、井伊大老政治の平反として、尤の次第だ。

(附箋)正義の志より罪科死亡の輩は、いかにも御愛憐、去二日(文久二年八月)於學習院申達候叡慮御符合、但其内尾張前中納言以下隱居の人々、先達自關東免許の儘に候、他の御處置と相振候儀無之候哉、傍觀之程、被聞食度候。

罪科死亡の徒には、八月二日に朝廷より御沙汰があつた、而して尾張前中納言——德川慶恕、後に慶勝——以下には、幕府にて、既に宥赦の沙汰をした、但だそれが他の處置と、釣合がとれてゐる乎、否乎、其邊の意見は、第三者より聞きたきものとのこと。

六ヶ條の四

防備整理の事

同年(安政五年)三月廿六日閣老へ御渡相成候御沙汰書に、今度の條約連も御許容難被遊思食候、衆議中自然差違、彼より及異變候節は、無是非儀と被思食候と有之候得ば、假條約破却と申事に相決候はゞ、天下一統決戰の心得勿論の事に候、就ては右同時御渡相成候御別紙にも有之候様、防禦の處置屹度相整候様可被仰付儀と奉存候。

毛利氏の方では、君臣一同湊川と決心してゐる程であれば、安政條約破却攘夷戦争と斯る順序で國難の渡來することは、覺期の前の事である。されば其の事を見越して、防禦の準備を緊要とするは、當然の結論だ。

(附箋)條約破却一、決候は、先達御沙汰の通、尤天下一同決戰勿論、就ては防禦速に相整候様被遊度、全體防禦は開鎖兩様ともに、何れ急度無之候ては難叶事に候間、國々早々要害全備候様被遊度、其頭々申付、一々被聞食度叡念に被爲在候。

附箋の意味は、伺書の通りと云ふことに外ならない。

六ヶ條の五

同年(安政五年)四月三日閣老へ御渡相成候御沙汰書に、神宮並に京都殊更に警衛の儀、就中武備相整、可然國持の大藩、早々被仰付候様被遊度、段被仰渡、其後京攝御警衛井伊家の外、大藩へ被仰付候得共、只今の形にて、叡慮被爲、安候儀にも被爲、在間敷と奉存候。

伊勢京都警備の事

此れは伊勢神宮及び京都の警備に付てのこと。

(附箋)神宮御大切は勿論、於京都も、三種傳國の重器並帝位を御尊重候に付、別て被仰下候事に候、何分格別に入念、速防禦手當、聊も御掛念不被爲、有候様被遊度被思食候。

朝廷の斯く希望あらせらるゝは勿論のことだ。此の一點は、朝廷に取りても、取り別け重要と思召さるゝもの、毛利氏の此の伺書は、正に其の正鵠に命中してゐる。

【七八】 京都に於ける毛利氏 (四)

攘夷患難排斥の事

六ヶ條中の五に就て、毛利氏からの伺書は、更らに左の如く前項から續いてゐる。

右は第一、第三條に有之候、參照 七六、七七、蠻夷の患難を攘ひ、義臣の歸向に従ひ、戎虜の慢を受ず、衆人の望に協ふとの御旨意相立候御處置の大綱にて、即ち戊午年(安政五年)にも、厚被仰出候筋に御座候に付、此往の周旋振も、右を大綱に仕、細目の儀は、事に臨み、處に依り候て、時宜の取計仕可然候は、薩州は勿論、其他正義の諸藩申合、及建白、幕議彌決定候迄、盡力可仕、尤多年御纏合の事柄に付、右幕議決定仕候共、一應は被及叡聞、其沙汰相成候筋に被仰付度奉存候。

以上の伺書に關しては、左の附箋が下つた。

(附箋) 皇國御爲、薩州は勿論、正論の諸藩申合、周旋の段、叡感御事に候、但於蠻夷之進止は、決定相成候迄、必達叡聞候様被遊度候。

更らに六ヶ條の六は、

將軍上洛の事  
三家以下、諸大名衆議被聞食、度段は、勅諭並御沙汰書へも追々相見、殊に八月八日(安政戊午年)の勅諭には、三家或は大老上京をも被仰出候に付、將軍上洛、

越前上京問題

列侯豫參、於朝廷衆議一定の趣、被聞食候は、年來之叡慮に相叶候儀と奉存候に付、於關東建白にも及び、猶此度も第三條に併せて、周旋の御請仕候、勿論御沙汰も相成居候事には候得共、古例に不泥、禮分を正し候得ば、幕議も容易に定兼可申に付、此餘周旋振別て肝要と奉考候、然處此内御付紙を以、被仰聞候内に、越前(松平春嶽)當秋上京の儀、勅使へ被仰含候由相見候、右は如何様の御用筋に御座候哉、御付紙に相見候様、一橋、越前登用の事實被行候と申場に到り候はば、將軍上洛の儀は、決て相整可申に付、越前も於關東盡力せしめ、今秋上京の儀は、一先御猶豫被仰付候て可然哉と奉存候、右之次第に付、於大膳大夫(毛利慶親)は、第一、第三條を一同周旋可仕心算に罷在候間、越前上京之儀は、今一應御廷議被仰付度、於于下も薩州と精々申合論定可仕候。

薩論と正反對

此れは正しく薩論と正反對だ、島津久光の意見は、將軍の上洛は、姑らく措き、先づ松平春嶽の上洛を必須としてゐる。その爲めに勅使大原重徳も、江戸に滞在して、百方盡力してゐる。それを頭から其の必要なしとして、之を延期せしめん

とする長州の意見は、如何に好意的に觀察しても、薩と協調して周旋するものとは受取られない。此れに就て朝廷でも、其の何れに従はせらる可き乎、恐らくは當惑あらせられたこと、察せらるゝ。

(附箋)大樹上洛一條は、勅使著府以前、於關東治定言上の儀に付(按ずるに此れは江戸に於て毛利慶親の建白が、興りて力大に居るものと信ぜらる)自朝廷不被仰出候間、右一件は暫關東の所置可被爲御覽思召に候。越前上京一條は、是迄何歟の叡旨も被仰聞、幕府の極意實情をも可被聞食思食に付、一橋、越前等彌登用の上は、先越前上京候様、勅使へも被仰含候間、既に掛合にも相成候に付、當時の叡慮は、其分に被爲在候。併長門守(慶親子定廣、後廣封、元徳)出府の上、勅使竝島津三郎へも、得と談合有之、右兩人よりも、越前上京御見合候様言上有之候は、尙勘考可被爲在候。

此れは如何にも苦しき附箋だ。越前上洛問題に付ては薩長の意見正に相ひ反す。朝廷は何れへ團扇の揚げ様も無い、仍つて一先づ既定の通りとして、更らに

越前上京  
考慮

長藩側から勅使及び薩藩側と談合し、其の同意を得、勅使及び薩藩側より長州同様の意見を上申するに於ては、朝廷にても御再考あらせらる可しとのことだ。

薩州同心  
戮力の事

右薩州と同心戮力、猶正義の諸藩へ談合候て、於關東周旋仕、幕議決定の目途付候上にて、將軍上洛、列侯豫參の盛典を興し候は、八月八日の勅諭にも重疊被仰出候、公武御合體の御基本相立、彌御長久に可被爲成と奉存候。

以上が伺書の結論だ。

(附箋)書面之通、薩州と同心戮力にて、尙又正義の諸藩へも談合周旋に相成候は、御安心、誠以皇國挽回の期、公武御榮久の基と、叡感不斜候。先件にも有之候、通國是の目途粗相付候は、先一應叡聞に達し候様被遊度候。

此の如く長州でも、將た朝廷でも、薩州と同心戮力が周旋の主眼であつた。但だ今後の問題は、薩州が果して長州と同心戮力を欲する乎、否乎である。

右の外にも緊要の事務段々御窺可仕儀も可有御座候得共、前件の廉、宸斷の

御旨先委細に被仰聞候はゞ、長門守へ申含候て、早速出府仕らせ度奉存候、以上。

長人習性

〔附箋〕苦勞之儀被思召候、猶任伺可被仰出候。  
元來長州人は、理窟ばき習性がある。此れは元就以來傳統的氣習かも知れない。従つて長井雅樂の開國遠航を基本とする公武合體から、條約破毀、攘夷鎖港を基本とする公武合體に方向轉換するや否や、特に朝廷の意志の存する所を、詳細に確め置く必要を感じ、前記の如き、伺書を呈出したるものにして、其の附箋の旨を體し、毛利定廣は東下することゝなつた。

### 〔七九〕 毛利定廣東下の任務

東下周旋  
訓令の事

毛利氏は既記の如く八月二日、六個條の伺書に就て、それぞれの附箋を得、今後

周旋の方針に關して廷議の在る所を詳に知るを得た。而して同日毛利定廣は、河原町邸にて、當主慶親に謁し、更らに學習院に候して、廣橋、中山、正親町三條、坊城、野宮等の諸卿に接し、東下周旋に關する、左の訓令を授けられた。

- 一 戊午(安政五年)以來、官武降黜幽閉等の輩追々再出に相成候處、於地下輩は、今以其儘之分も有之候間、早々赦免可有之様思召候。三條故入道内府(實萬)儀は、被爲慰忠魂、被贈右大臣候に付ては、水戸故中納言(齊昭)以出格之儀、被贈大納言度思召候。且往年來長岡驛等にて横死候者共より始、其餘安島帶刀、鶴飼吉左衛門列以下、諸國之士、於關東死罪且牢死致候者、又は流罪幽閉等にて、死亡之者、或は櫻田、東禪寺又は坂下等の一件、其餘國事に死候輩、近くは伏見一舉等にて致死失候者共、靈魂招集以禮收葬、令子孫祭祀候様被遊度、尤現存之者共は、夫々如舊相復候様との叡慮に被爲在候、不拘存亡預是等事候輩、姓名其向々取調、不洩様早々可申上、其上前條之趣御處置被爲在度思召候事。
- 一 水戸故前中納言爲國家忠節盡力卓越之段、深叡感に付、被贈大納言候儀

水戸齊昭  
贈官の事



に付、猶又於當中納言も、繼其遺志、爲皇國可有丹誠段、自幕府被申渡候様、被遊度思召候事。

而して定廣に命ずるに、右の勅旨贍本二通を作り、一は政事總裁職(松平春嶽)に、一は閣老に授け、猶ほ口上もて勅意の在る所を陳述す可きを以てし、更らに上記の諸卿より定廣へ、國事周旋に努力す可く、左の朝旨を與へた。

定廣への朝旨

蠻夷渡來以後、皇國人心不和を生じ、當時不容易形勢に至り、深く被惱宸襟候に付、皇國之御爲は勿論、公武猶々御榮久之様は、去五月關東へ勅使差下被仰出之節、御旨趣有之候處、於大樹家も、今七月朔日、叡旨御請被申上、御満足之御事に候。然る上は早速事實不被行候ては、無詮儀、節角之被仰出於關東も御請之筋難立候間、右叡念彌速に被行候様被遊度思召候。就ては薩州へも專周旋叡威之御事に候得共、於長州も同様、爲國家抽丹誠、周旋之儀、御内々御依頼被遊度、御沙汰候事。

薩長協調

本文を一讀すれば、如何に當時の朝廷が、薩長兩藩に依頼し、且つ同時に兩藩の

協調を期待したるか、判知る。然も薩長の間柄は、第三者から見た程に、單純のものではなく、且つ均しく公武周旋と云ふも、兩者の意見、及びその態度は、往々にして一致を缺き、時としては互ひに相ひ反するの趣き無しとせず。特に今回賜はりたる勅旨の中に、近くは伏見一舉等にて致死失候者共、云々の一句の如きは、朝廷では無心にて在らせられたるも、薩摩の方では、寺田屋事件の浪士を庇護あらせらるゝ文句と受取り、従つてそれを處分したる島津久光の立場は、頗る意外の結果に立ち到りたるは、多辯を俟たざるところだ。

薩長並離る更に加は

既に島津久光に向つては、激徒鎮撫の功を朝廷からも、幕府からも、それぞれ賞賜あらせられたるに、今更らその激徒に對して、斯る恩典を、忝くするは、如何にも前後撞著の姿を免れず、やがて此れが爲めに、物議を醸し來つたことも、強ち不思議のことではあるまい。左無きだに長藩に對して、胸に一物を挿んだる薩藩が、いかで此の不自然なる情態を見逃す可き。乃ち此の一文句は、取りも直さず、直ちに薩長の乖離に、薪を添へ、油を澆きたるものであると云ふも、未だ必ら

定廣東下

ずしも過言ではなかつた。  
何は兎もあれ、毛利定廣は、學習院からの歸途、更らに如上の勅旨訓令及び獎勵の御沙汰を、毛利慶親に復命し、彌よ八月三日伏見を發して、江戸へ赴くこととなつた。

### 【八〇】久坂玄瑞の廻瀾條議

久坂意見  
書提出

長藩世子毛利定廣は、八月三日伏見を發して東下の途に就いた、而して當時長井雅樂要撃の企畫一件に就て〔參照 四二〕、京都の藩邸に謹慎中なる久坂玄瑞は、實に八月二日、其の意見書「廻瀾條議」を、長藩主父子に上呈した。此れは所謂長藩君臣の湊川の決心に、一層も二層も輪を掛けたる強硬論にて、今後に於ける長藩の運動は、此れが爲めに引ずられたりと云はん乎、將た此れが爲め

に指導せられたりと云はん乎、抑も亦た此れによりて代表せられたりと云はん乎、何れにしても頗る關係の淺からぬものがあつた。  
其の要領は、

其要領

- 第一條 本藩正邪之辨を明かにし、士風を興起し、節義を鼓舞する事。天勅を貫き、夷狄を制するの基本たるを論ず。
- 第二條 幕吏夷狄に恐嚇せられ、重き勅諭に背候事、天地不可容惡逆無道に付、斷然明白に其罪を糾すべきを論ず。
- 第三條 天朝夷狄之大患を御宸憂被爲遊候大御心を體し奉り、午歲（安政五年）被仰出候勅諭凜然相貫候様、何處までも盡力すべきを論ず。
- 第四條 午歲の天勅を貫き、幕府の奸吏を罰刑に處し、下田條約に引戻すべきを以、越前、一橋に其實功を督責すべきを論ず。
- 第五條 戊午違勅之罪明に相成候上、二百餘年、寅恭被爲闕候事を相糺、皇室尊崇、君臣之分を正するを論ず。

正に是れ、以上の題目だけを見ても、尊皇攘夷の一大宣言書たることは、洞察するに餘りある痛快文字だ、此れは同時に馬關の砲撃、元治甲子禁門の變を先知する、其の豫告書とも云ふ可きものだ。

長藩大勢

固より長藩にも、有力なる佐幕派があり、強大なる現状順應派があり、動もすれば生一本の尊皇攘夷派と對立し、之を牽制し、時としては取つて之に代るの氣勢を示したれども、大體に於て長藩の文久より元治に至る數年間の大勢は、久坂一派、廣く云へば、吉田松陰社中の意見によりて、指導せられたることは、毫も疑を容る可き餘地は無かつた。

長藩轉向の原因

抑も長藩が斯く迄極端に趨りたるは、何故であらう、それは長井雅樂の開國遠航を背景とする公武合體の周旋が、天下の志士に不評判であり、従つてやがて朝廷側の受けも面白からざる委となりたる爲め、それを一掃す可く、平生長井反對の吉田松陰社中等は勿論、藩の要人等も、前にも記したる如く、方向轉換の已む可からざるを認め、その爲めに、云はゞ曲れるを矯めて直きに過ぐるの狀

態に立ち到りたるものにして、此中には對薩の競争心も、幾分か加はりたることを忘れてはならない。即ち元來公武周旋は、長藩が魁をしたるに拘らず、長井の爲めに挫折し、却て後の烏が先となり、薩の爲めに致されんとするの位地に立ち到りたるを自覺し、それを従前の通りに引き戻さんが爲めに、故らに一歩數歩薩に先んじたる強硬論を主唱するに至つたものと、推定す可き理由がある。

薩長競ひ  
走る

廻瀾條議は書生論にして、前掲の六個條、伺書(參照 七六一七八)は藩議であるが、然も、之を對照すれば、兩者共に其の針線相ひ通ずるものがある。乃ち其の意氣込が、如何にも同一の管を流るゝ血液と認むるの他はない。此れによりて長藩が長井の爲めに、一時立ち後れとなりたるものを、更らに取り返さんと、焦躁したる氣味が推察せらるゝ、此の如く薩長の競争は、其の當人等に於ては、或は意識し、或は意識せざるも、何れにしても徹底したるものであつた。言を改めて云へば、長の後を薩が越し、薩の後を、更らに長が越し、薩長は何れも競場を競走す

る姿であつた。此の趨勢を看取せざる以上は、到底文久、元治間の形勢を詳にすることは不可能である。

吉田派の  
魂膽

吉田松陰は本來の攘夷家では無かつた。其の門下の士も固よりだ。但だ彼等が文久年間に至りて、安政條約破毀を主張するに至つたのは、一は尊皇の實を擧げんが爲め、一は全國の士氣を鼓舞せんが爲め、而して平たく云へば、恐らく現狀を打破して、新局面を打出せんが爲めであつたであらう。されば彼等の攘夷論には、種々の魂膽がありて、決して單純のものではない。之を分析すれば、その中からは、意外の要素が飛び出す可きは勿論だ。

## 第十五章 毛利定廣江戸に入る

### 【八一】 毛利定廣の東下 (一)

定廣久光  
會見希望

文久二年八月三日、毛利定廣は、公武周旋の使命を奉じ、伏見邸を發して江戸への途に就いた。彼が發したる後、京都に在る山田宇右衛門等は、相ひ議して薩藩との協戮の必須なるを以て、著府の後は、宜しく先づ島津久光と會見す可き旨を告ぐ可く、急使を大津の旅館に派した。定廣は五月以降京都に在つたが、島津久光とは、所勞に托して、遂ひに會見しなかつたから、故らに斯く申し送つた。而して定廣の江戸に入るの前夜は、必らず神奈川、川崎の間に宿し、翌日は途次高輪の薩邸を訪ひ、久光と會見し、協同の運動を做す可き旨を以てしたが、定廣は早速之を聽納し、直に使を江戸に馳せ、留守居をして、薩邸に照會せしむることとした。而して在京の諸員は、著府の上、登營以前に、他の大名と會見するは、例規

幕府の了解を要求

桂江急行

に反し、禮を幕府に失ふの虞あるを以て、在府の來島又兵衛に急報し、幕府に其旨を上申し、其の批答を得て、之を定廣最終の旅館に通告せしむることとした。此の如く長藩では、薩藩との戮協を重要視し、極力薩藩との協調を保つ可く、其の考慮と手數とを竭した。斯くて八月十一日、定廣は掛川驛に至つたが、大井川の出水にて、渡ること出來ず、而して勅使大原重徳は、島津久光と與に、不日江戸を發せんとするの説を聞いたから、急に一行の中から、桂小五郎をして、江戸に赴かしむることとした。

同日桂小五郎が、定廣隨行の兼重讓藏、山田亦介に送つた書狀は、能く當時の事情を詳にしてゐる。

桂五代金谷會見

今酉の半刻(午後七時)金谷驛到着仕候に付、直に薩藩五代才助在留相尋候處、滯泊致し居候由に付、相尋面會、只今八つ時(午後二時)過にも相成候歟、五つ時(午後八時)より種々談話仕、三郎様御發駕等の處も、委細相尋候處、一圓承知不仕、過る九日、弟(桂)吉田驛にて、薩藩牧兵助と歟申姓名相認有之候、荷物見受候

堀通行を聞く

に付、才助にも御承知に候哉と、相尋候處、才助は荒井驛手前にて行違候處、其折柄輿中にて眠り居、其後下人より承知致し候に付、荒井の定宿にて相尋候處、定宿亭主曰、牧兵助と被仰候得共、御供方より承り候得ば、御本名にて無之よし申居、才助も牧兵助と申ものは、兼て姓名も承知不仕故、只今迄も不審に相考候と申候處、弟今日著直様問屋場承り合せ候處、堀小太郎と申先觸は一向不相見、薩藩にて過る六日立、牧兵助と申先觸のみ有之候付、始て堀の變名に可有之哉と考付候間、五代へも右之趣相晰候處、彼も右様の御心當り有之候得ば、堀にて可有之も難計と申居候。

此れにて見れば、堀も愈よ薩邸を燒拂うたる舊惡(?)露顯して、幕議に罹り、歸國の餘儀なきに到り、斯く變名して東海道を通過したるものと思はるゝ。

就ては急便此段京都へも(慶親)被仰越候方御都合可然と奉存候、何れの道京都へは立寄候儀と被相考申候。

堀は小松、大久保等と同穴の絡にて、單に幕議を憚かりたる迄にて、薩藩の要人

久光江戸  
出發を聞

たるに相違ないから、桂が彼を重要視したのは、當然のことと云はねばならぬ。且其節定宿の亭主、因人(因幡人)の嘶とて、三郎様にも十五日頃御發駕に相成候由、五代へ語り候と申事に御座候。然處今晚當驛へ大坂より三郎様御伺に參り候人夫とて、五十人程止宿仕候よし、其ものどもの話に、三郎様は今度木曾路御登りに相成候と申候由、五代の下人承歸候趣、五代より相話申候。且又五代今一説承り候には、十七日、二十一日兩日中に御發駕に相成候歟の様子、是も定宿傳聞仕候て相嘶候事に付、屹度御嘶仕候譯には參り兼候得共、五代見込も右兩日中に可有之候と申候。就ては五代是非同道仕候て出府仕、直に藩邸へ誘引可仕よし申に付、明朝より同行仕候覺悟に御座候。

五代周旋  
の豫定

此の如く桂は薩藩の五代才助(女厚)を東道として、入府することとした。此れは同人に取りては、薩藩との交渉上、好都合であつた。

十四日三島驛、十五日藤澤驛、十六日晝著府と相積り申候。今日迄の次第、逐一吐露仕候處、五代大に同意の趣に付、委細の次第、小松、中山、大久保等へも相談し、屹度三郎様御承知被成候様、周旋仕度申居候。兎に角出府仕候上に無之ては、分明には申上兼候得共、今晚の都合荒方申上度、爲其如此御座候。尙々十五日御立(島津久光江戸を)に候得ば、無是非事に御座候得共、未御立無之内著仕候は、何卒世子君御著迄、是非御猶豫相願度と奉存候。

此れにて見れば、如何に桂小五郎が、毛利定廣をして、島津久光と會見せしめ、長薩の協調を保たしむ可く苦慮したか、判知る。

桂小五郎の先發

定廣隨從  
者

世子公は八月三日に京都を御出發になりまして、東海道を下られました。此度の御使命は非常に大事なことであるから、普通の供張以外、特別に周布政之助、兼重、讀藏、山田宇右衛門、桂小五郎などを附添とせられ、又浦靱負にも隨行を命ぜられました。が、浦と周布とは跡から江戸へ參りました。世子公は東海道を順々御下りになつて、掛川驛へ御著になると、大井川の増水で渡られぬといふので、二三日御逗留になりました。所が世子公は勅使が江戸を御發駕にならぬ中に到着して、島津氏とも會見

して熟議するの必要があつて、一日も早くといふ御思召ではあるけれども、其の時の大名といふものは、大層なもので、少し水が出るのと渡ることが出来ぬ。出来ても渡守が渡さぬ。そこで桂小五郎に貴様、先きへ往くやうにとの御命であつて、掛川驛から桂が先發いたしました。それより以前に來島又兵衛が江戸へ往つて居りましたから、どうか薩州の方と能く協議をして呉れ、是非薩州の方と相談をしてやらなければならぬから、世子公が江戸へ御著の上、島津三郎殿に御目に懸つて、商議するところが出来るやうに取計らつて置いて呉れるといふことを、京都から申して遣りましたので、桂が來ぬ中に、來島が薩州邸へ往つたり、又は大久保一藏、堀次郎などの所へ往つたりして色々交渉を致しましたが、どうも薩摩の方では胸襟を開いて話をしなされて呉れないで、何か奥齒に物の挟まつたやうなことを言ふて居る。(忠正公勤王事績)

【八二】 毛利定廣の東下 (二)

大原江戸  
發延期の  
報

定廣は八月十四日(文久二年)掛川驛を發した。先發の桂小五郎は、同日途上より書を定廣の隨行員に寄せ、其中に左の如く申してゐる。

是非勅使今少々御立御猶豫被爲成、二通勅諭の御旨趣貫徹仕候處、御見届にて、御立せ奉願度。

此れは大原重徳が、八月二十一日の江戸發を延期せんとのこと。

久光との  
會見必須

且又薩も同力合身と申上は、天下の事、今日迄にて止み候と申儀は毛頭無之、終に天下公然歸著致し候處、尙御互に未自論の處も、遂に御吐露不被遊、畢竟神州の御爲に被爲叶候御儀、肝要之御事に御座候間、是非三郎様にも御發駕御延引にて、世子君(毛利定廣)と兩三度は少くとも、是非四五度位は、御互に御往來被爲成候て、御自説をも御双方御頼被爲成度御儀に付、成丈け盡力周旋仕、其邊の處、貫徹仕候様、入々可申込とは奉存候得共、萬々一御六ヶ敷事にて、左様相成兼候はゞ、必十九日御著被爲遊候様願度奉存候。云々。

此の如く桂は長薩兩藩協戮の爲めに、是非とも定廣と島津久光との會見を必

須とし、その爲めには、是非定廣の十九日迄には、入府を必須とする旨申し向け  
た。

薩州釋然  
たらず

然も薩藩では島津久光の到府の前日も、毛利慶親が江戸を去りて、中山道か  
ら上京したるを、頗る不満とし、必らずしもその爲めのみではあるまいが、如何  
に長州側にて辯解せんとしても、奥齒に物の挟まりたる状にて、釋然たらざる  
ものがあつた、その模様は、左掲の來島又兵衛が、八月七日附にて、京都なる長邸  
への一書にて推察せらるゝ。

薩藩の談  
合承諾

薩藩大久保一藏、堀小太郎其外へ、右御請被仰上候次第(毛利慶親が公武周旋一  
件)且御届書御案文等をも見せ、御地(京都)之事情都合無殘處相談、尙亦御兩殿  
様(慶親と定廣)御間、朝廷よりの御沙汰次第、早々御出府被遊、御盡力御周旋御  
内治定被爲、在候間、其節は諸事可被仰合、兼て三郎様へ其段被仰上置候様申  
談候處、御尤至極御同意と申事にて、此趣は前便を以、得貴意候。  
此れは薩藩要人でも、表向きは、同意であつた次第を云ふ。

長臣薩藩  
邸訪問

其後過る五日(八月)、薩邸へ參り、堀を相尋候處、留守にて、翌六日參候處、堀小太  
郎事昨日御國へ出足之由、御門番より承り、致仰天、直様高輪邸へ參り、大久保  
相尋候處、取混じ候様子にて、只今客來に付、乍失敬、此處にて御引請仕候とて、  
式臺へ罷出致、相對、右に付過月(七月)廿七日、京都學習院へ殿様(慶親)御出被成、  
傳奏方御對顔、朝廷より御沙汰之御旨被成、御請、殿様には御滯京、若殿様(定廣)  
當月三日伏見御發駕、道中十五六日にして、爰元十八日頃には、御著府可被成、  
候段申來、右御出府の上は、三郎様御同心御同力御合體被成、叡念貫徹相成候  
迄は、御押貫、幕政御變革之目途屹度御見詰有之候様被爲、在度思召之儀に御  
座候、於京都は尊藩御留守居衆へ政之助(周布)始、三人之者、毎々御熟懇御談申  
様子に付、爰元(江戸)にても、堀、大久保御兩君へは、篤と申合置候様、政之助其外  
三人よりも、申來候段、申述候處、一藏にゐても御同意仕候様、及相應候得共、  
別紙彦七(小幡)大原様へ、昨今參り候次第、書取にして申出候趣、堀出足之一條、  
勅使御發途之日限を隠し、彼是其實意甚不審千萬、いかにも疑念有之様子に



被相窺申候。

長藩亦釋然たらす

之を見れば單に薩側が釋然たらざるばかりでなく、長側も亦た薩側の釋然たらざるに對して、釋然たらざるものが有つた様に察せらるゝ。而して如何に勅使及び島津久光の江戸滞在を希望しても、彼等は豫定の日限を變更するを肯んせざる次第は、八月十一日附、來島又兵衛が、定廣の隨行員（東海道中にある）當て書翰の一節に、

定廣の久光會見申入れ  
薩藩の會見承諾

昨十日又兵衛薩州高輪邸へ參り、大久保一藏へ相對、若殿様（定廣）御著掛り、三郎様爲御面會御旅裝の儘、御立寄相成度段、御旅中より申越候由申述候處、一藏申儀は、御旅裝之儘、御立寄之儀、此御方に於て別て御滿悅の儀に候、早速三郎様申上、御答へ御立寄の段、少も差支りの儀無御座候、若道中御川湊等にて、御著府御延引の節は、於道中、御面會致し、京都より御奉じの御用筋をも承り、御様子次第にては、勅使一同御同道にて、江戸表へ引返可致候、御著府御待申度候得共、此方にては、爰許御用相濟候へば、一日も早く京都へ罷登、幕府御奉

請の旨可申上都合候間、差急儀に御座候由被仰聞候、とあれば、薩藩では應對の儀禮としては、一點の申分なき態度を示してゐるが、さりとて、長藩の希望通りに、其の出立を延期する杯の事は、斷然せぬことに確定したるものと察せらるゝ。兎に角兩藩の關係は、決して表面から見た通りの圓滑では無かつた。

【八三】 所謂る伏水一件（一）

大赦勅文の側定問題

薩は豫てから長に對して、幾許の不滿の情を蓄へたが、更らに今回毛利定廣の齎らし來らんとする志士大赦の勅文中に、近くは伏見一舉等にて致死失候者共、靈魂招集、以禮收葬、令子孫祭祀候様被遊度云々の一句あるを前知して、頗る不服の意あり、而してその爲めに八月十六日江戸に先著したる桂小五郎は、大

原勅使館と薩邸との間に往來周旋し、薩藩の意志は、此の一句を勅文から削除するにあるを知りて、今更ら當惑せざるを得なかつた。而して其の結果は、遂に大原勅使の獨斷にて、右の一句を削除することとなつた。其の顛末は、八月十九日附、來島又兵衛より、在京の同僚への書中に盡くしてゐる。

薩州の訓  
除希望

此度御兩殿様(毛利慶親、同定廣)京都於學習院御所向より御沙汰之趣、御兩役様(議奏、傳奏)より被仰渡候御書面、若殿様(定廣)此度御取下り之上、勅使大原卿、薩三郎君へ御相談可被遊之處、右之御文面之内、薩州伏水一舉之事、彼方にては甚迷惑之様子にて、其御地(京都)に於ても、色々周旋致候様子、爰元にては、勅使大原卿へ持込、伏水一件丈け除き候様にと、周旋仕候様子、桂小五郎過る十六日爰元著仕、勅使御旅館、薩邸に毎度罷越、薩藩藤井良節へ相對熟談仕、相尋見候處、薩州にては、伏水一件は、除き貰ひ度、夫に付ては大原卿にも餘程御心配被成候御様子、抔相咄候由。

此れは左もある可きことだ。然るに意外の出來事は、左の次項を見て之を知れ。

大原作意

今日(八月十九日)大原卿より小五郎を呼出候處、大原卿曰く、俗眞實と申ものは不思議にも自然と届くものにて、此内以來、案じ煩ひ候處、夜前京都より書翰到來、其趣は此度長門守殿(毛利定廣)御取下相成候御書面之内に、先達て薩州伏水一件有之、彼方にては此儀甚迷惑いたし、如何取計可申哉と懸念致候處、京都より被仰越候には、櫻田、東禪寺、又は坂下等之一件、其餘國事に死候輩、近くは伏水一舉等にて致死失候者共云々、靈魂招集、以禮收葬と有之所、近くはと有之候より十六字程除き候得ば、差支無之由被申候に付。

此れは大原の語る所、如何にも其の作意のほどが見え透いてゐる。

桂の抗議

小五郎曰く、乍恐申上候。朝廷より之御勅使様之儀に付、朝廷御再評議詰之趣、朝廷より勅使へ被仰越、其段於爰元從勅使被仰渡候儀に候へば、於長門守(毛利定廣)無相違御請可申上。乍併只今京都へ大膳大夫(慶親)滯居仕、爰元へ勅諭御變被成候御到來有之候は、定て大膳大夫承知仕事にて御座候哉と、御問申上候處。

此れは桂小五郎として、當然尋問す可き點である。

其儀は拙者不存由被<sub>レ</sub>申候に付。

此れは勿論のこと、元來勅使が獨斷にて删除したることなれば、在京の毛利慶親が知り得可き筈がない筈がなければ、大原が然りと答へ得可き筈がない。

桂の正論

万々一ヶ様重大の儀、大膳大夫不存、御沙汰變候事共に御座候ては、甚不都合之儀に奉<sub>レ</sub>存候。朝廷より被<sub>レ</sub>仰出候御筋合不<sub>レ</sub>相立、勅使(大原)に被<sub>レ</sub>仰越候御沙汰と御同日、大膳大夫へも其段被<sub>レ</sub>仰聞無<sub>レ</sub>之ては、長門守爰元著任御取扱方甚迷惑仕儀と奉<sub>レ</sub>存候。

此れは桂の申分が、如何にも正論だ、恐らくは桂も大原が專斷にて斯く爲したることを觀破して、斯くは突き込みたるものであらう。

右に付未だ長州家へ御沙汰變之趣、被<sub>レ</sub>仰渡不<sub>レ</sub>相成候哉、若半途之儀も有<sub>レ</sub>之候は、あなた様より早速其趣に相運候様被<sub>レ</sub>仰越可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候と、御頼申上候處、大原卿其儀は委細承知、今晚書翰相認可<sub>レ</sub>申越候間、其御方にて、飛脚差出吳候様、

御約定仕候。

此の如く薩の不服を、大原勅使は危ふく切り抜けたが、それでは長が納らず、而して又た長の不満を、如上の通りにて、漸く切り抜けんとした。薩長の間柄は、何につけ、斯に、つけ、決して容易では無かつた。

【八四】 所謂る伏水一件 (二)

薩人權變

前掲の來島よりの伏水一件の文句、大原勅使删除の次第、桂との問答の次第を、在京の同僚に申送りたる所、之に對して、周布政之助、中村九郎兵衛から、左の如き返書を、來島に與へた。薩人の權變は、往々にして長人を後に墮若せしむるものがある。

早速彌右衛門へ相尋見候へば、浪士鎮靜之儀は、勅諭を以、被<sub>レ</sub>仰付候事に付、伏

水之輩は、全く違勅之罪人に相當付、嚴重之及處置候もの、於内輪も、跡式等之沙汰之次第、長岡以下之列に被仰加候ては、第一勅諭之旨も不相立のみならず、三郎様御處置も、不都合に相成候段、陽明家(近衛家)へ申建候處、尤之由被仰付、早速朝議相變り、十六字文は、御除きにて、傳奏より勅使へ被仰越候次第、初て相咄甚驚入候。

周布中村  
強硬申分

とあり、而して周布、中村等は更らに一步を進めて、本田へ左の如く切り込んでゐる。

右様之異論も有之候はゞ、承度に付、最前御書面寫をも相整相渡候處、爲何議も不申聞、拔々にて、殿下(近衛關白)へ申建に及び、朝廷に於ても重大の御沙汰書御文面改り候儀、節角御引請之此御方へ、爰元に於て、爲何御移りも不被爲成段、甚不條理之儀にては無之哉、伏水輩之儀は、自ら公論も可有之と、強て論判にも不及引取申候。

とある。周布、中村等の申分は、彼等の立場からして尤の次第だ。長州側から勅文

の寫を、薩州側に渡したるに、その節はその儘受取り、何等の苦情も云はず、而して長州側を出し抜にして、その文句改正の運動などとは、怪しからん次第である。

野宮宰相  
釋明

其夜野宮宰相左中將様より、右御文面改り之御書面御渡しに相成、先達て勅使へ被仰越候節、御混雜にて、御行ひ落に相成候段をも、御斷被爲成候付、早速江戸差越可申候得共、天下の人心に相觸れ候ては、不相濟儀に付、何とか御處置被爲、在度御事に候段申上置、御書面御請取仕候處。

以上は野宮定功からの勅文削除に就て、長州側を出し抜にしたることの釋明だ。つまり混雜にて取り紛れ、手落となつたと云ふ譯だ。

在京長藩  
評議

野宮様被仰聞にては、伏水輩之儀は、朝廷之御評議も御一決と申譯にては無之、先此度之御文面に御除き相成候儀之由に付、右之次第に付、得と及評議候處、假令違勅と申候ても、此度之御沙汰筋は、其心志を被遊御憐恤候ての御事に付、櫻田、坂下等犯法之者と、聊差別も有之間敷、勿論薩州の處置におひて、差

支り候儀も無之候付、於薩州強て迷惑致候筋も有之間敷哉と相決候。

此れは京邸に於ける長州側の評議だ。彼等が伏水の志士を、櫻田、坂下門の志士と同一視する理由は、彼等の立場から見れば、是亦た立派なる申分がある。

富分保留

乍然於朝廷も御評議相變り候て、先御文言除きに相成候へば、委細政之助(周布)より野宮様迄申上候様、先御預り之御沙汰面を以、御周旋被遊候て、可然事に御座候。

此れは當分未定の問題として、その儘受取置き、公武周旋然る可しとの儀だ。

孰れ伏見一件は、薩にも再論に及び、土州其外世上之公論をも承合、朝廷御建白被爲、在度、全以薩と御同意にて、御請被遊候筋にては無御座候間、其御含にて御取計可被成候。

此れにて此の一件は、長州側で、全く保留して、未だ必らずしも、薩の削除の意見に賛成したものでないことが判知る。

更改勅文  
授與

然も事實は、勅使大原重徳が、薩側の不平に對し、遂ひに獨斷專決もて削除した

るものにして、八月十八日夜、桂小五郎の請願によりて、然した旨を野宮定功に申送り、更らに更改の勅文を、毛利慶親に授くるの手續を取らしめたものだ。而して彼も亦た自ら之を毛利定廣に授くることとした。乃ち大原の野宮に與へたる書中に曰く、

桂の削除  
希望

桂小五郎來り、被仰渡一件、戊午以來此内伏見一舉等にて致死去候者、此一廉十六字は、薩へ對し甚心配之由、何卒除却致候間敷哉と申候故、左様之自分細工はできぬと申候。

此れで見れば、削除は桂の希望であつたことが判知る。

然處不<sub>レ</sub>取除ては都合不御宜と存候……右は早く埒明けねば不都合之事有之候故、早埒明る積りにて、昨夜ケ様の御便り有之、妙でないかと申候。(參照)

八三。○印別紙之通爲相見、別紙□印之通りに認見せ候處、重疊難有奉存候。然ば大膳大夫方へも被仰下候事と存候間、急使を以取に可遣と申候。是には大に當惑候へ共、しらぬ顔にて、取込本文書落しに相成候程之事故、大膳大夫方

へは決して被下あるまいと申候へば、夫では尙之事に候間、從此方様被仰進、大膳大夫へも御改之御書取被下候様いたし度、大膳大夫へ被仰下、御書取を長門守へ相達し、夫を以て幕へ可申と申候。右に付急に使を差立申候、即此通申上候。……其御書取著迄は、長門守所勞にて引居候積り、著次第幕へ可申出との事に候。

刪除責任者

此の如く此の狂言は、大原一人の狂言であつた乎、大原と桂との相談で仕組みたるもの乎、將た其の發議者は大原であつた乎、桂であつた乎、其邊の事は、何れも分明を缺くが、然も刪除の事情は、上記の通りであつたに相違あるまい。桂ほどの漢なれば、まさか京都から刪除の勅文が到來したものと信ず可き筈はな、只だ大原が到來したものと稱したるを、其儘受け納れたものであらう。何れにしても、刪除の責任は、全く大原一人にあつたものと斷せねばならぬ。

【八五】 毛利定廣入府刻下の齟齬

薩州の長藩無視

先著の桂小五郎は、大原勅使、島津久光等の間に周旋し、毛利定廣入府の上、其の使命を遂ぐ可き方便を運らしつゝ、あつたのは、既記の通りだ。されど勅使も、島津も、別段その爲めに立出の期を延ばす模様もなく、而して其の實は毛利定廣の入府を、別段心から待ち受くる模様もなく、露骨に云へば、殆んどそれを無視するか、の如き態度であつた。長州側にては固よりそれに感付かぬ程の無神経では無かつた。在京の毛利慶親は、其臣中村九郎（是迄九郎兵衛と稱せしが、今ま九郎と改めた）を八月十九日議奏、兩卿の邸に遣はし、勅使、島津久光西歸の後、周旋の事に任せしめんと請うた。其中には、

自然右様之次第（勅使、島津と面會を得ず）にも相成候はゞ、御半途之御用筋は、長門守一手を以、周旋可仕と奉存候。

と云ひ、又た、

慶親の長藩無視  
旋一手周

御旨意筋におゐては、兩度御窺をも仕、委細御附紙をも被成下置候御事に付  
〔參照 七五―七八〕、此餘は、力のおよび相働さ候はゞ、勅使並薩州居合無之候  
共、皇猷萬一之御裨補可相整哉と奉存候。  
と云ひ、又た、

長門守事は、二事之外、御赦宥一條を始め、其外可成丈盡力仕らせ候様仕度。  
と云ひ、殆んど眼中薩摩なきものゝ如き有様であつた。議奏は即夜之を可とし  
たから、京邸よりは定廣隨從の浦靱負に其旨を告げ、遺算なからしめた。尙ほ八  
月二十五日、周布政之助が、議奏野宮定功に謁したるに、野宮卿は、

大原島津  
毛利無視

大原卿へ長門守殿東下に付、滯府にて被甲合候様にと、四ヶ度まで兩役〔議奏、  
傳奏〕より申遣候へども、大原卿よりは、長門殿へ示談之事は、何とも不被申越、  
只管御用濟に付、當月二十日江戸出立、歸京之上、萬端可申述と計被申越候付、  
江戸之様子、委細之儀は、相聞へ不申〔防長回天史〕  
との言であつた。されば勅使及び島津が、毛利定廣の東下を、首から相手としな

定廣江戸  
著

かつたことは、それを見ても察せらるゝ、而して同時に堀小太郎が、幕議により  
て歸國したる事情も、長藩にては未だ其の真相を詳にしなかつたから、少から  
ざる疑惑を懐かしめた。

久光定廣  
會見を謝

却説も東海道を江戸へ向け下りつゝ、ある毛利定廣は、勅使大原及び島津久光  
の發途の期迫れるを聞き、大急ぎにて八月十九日品川驛に著した。然るに勅使  
は出立の期日が延びたりとの譯合もて、當日の面會を斷り、廿日の朝、勅使寓邸  
に來訪を要むとの報に接した。而して旅裝の儘、直ちに島津久光と會見の件は、  
豫じめ幕府からの許可を經、且つ薩藩側とも打合せの上であつたに拘らず、島  
津氏は十八日の夜、大久保一藏をして、來島又兵衛に書を與へ、十九日は一橋慶  
喜よりの招待があるから、毛利定廣との會見を辭する旨を告げ來らしめた。  
毛利定廣は勅使は兎も角も、島津久光との會見は、豫て打合せ濟の事であつた  
から、一橋邸に赴く以前、其の出館に先ちて、強ひて會見を求めたが、島津氏では  
それを斷り、その爲めに毛利定廣は、途中よりの經畫を實行するを得ずして、餘

儀なく櫻田邸に入った。

長藩不平

此れは島津氏の立場から見れば、別に意に介す可き程の事では無き様だが、毛利氏に取りては、入府即下に、薩藩から、其の出鼻を挫かれたる心地せずには居られ無かつた。如何に淡白に考へても、如何に善意的に解釋しても、長藩側では、薩藩から熱湯を飲ましめられたる心地せずには居られ無かつた。その消息は、中根雪江が、

今夕(文久二年八月十九日)小幡彦七參邸、今日長門守殿參府、島津三郎殿方へ立寄、面談之義、兼約相成有之處、橋公へ罷出候由に而、俄に斷りに相成、甚不都合之由、橋公へ御呼寄は、御指懸り之御用なる哉否の義を、内密取調候様とあり、而して更らに、

二藩(薩長)之不和、如此件ば、薩無狀に似たれども、双方之是非畢竟不得辯也。と著語してゐる。此れは此の一件丈けで見れば、薩は長に對して、如何にも無禮であるが、されど島津久光の入府を前に、毛利慶親が、別路を取りて江戸を出立

したる事件などと思ひ合はすれば、何れか烏の雌雄を知らんとの意味だ。

### 【八六】 毛利定廣勅使大原及び島津久光 と會見す

會見延期  
報告

毛利定廣は、勅使及島津久光から、豫定の會見を斷られたから、その翌日にそれぞれ面會した。其の顛末は、在江戸の兼重讓藏、來島又兵衛、山田亦介、桂小五郎から、在京都の周布政之助、宍戸九郎兵衛、山田宇右衛門に寄せたる書翰中に分明だ。

一應は勅使へも、十九日御著掛け、御旅館へ御立寄、御相對之御都合に相成居候得共、右御日限御延引に付(江戸出立の)、十九日之御相對は御斷、二十日朝御出相成候様にと、御彼方より御乞合有之、三郎様へは、最前御治定之通、御著掛



大久保の  
會見延期  
甲入

り、高輪御邸へ御立寄、御面會之筈に御座候處、是亦十八日及夜中、大久保一藏より來島又兵衛迄、明日三郎様御事、俄に一橋侯より御呼出有之候付、若殿様御面會は御斷被成候段申越候付、折角京都以來御乞合被仰越、御約定相成候儀、夫故御旅中御繰合せ御急ぎも被成候程之御事に候。何卒三郎様御出掛に成共、御立寄被成度、御掛合も相成候内、品川御休へ、御彼方より御内使者被差越、最早時刻も移り候付、今日は是非共御斷被成候由、被仰越候付、無御餘儀、直様御屋敷へ御著駕被遊。

定廣大原  
島津訪問

此れは既記の通りにて、毛利定廣も、入府勿々、先づ薩人から一撃を喰つた姿だ。左候て右御兩方様共、御乞合之上、今朝八月廿日五半時(午前九時)之御供揃にて、勅使御旅館へ御出被成、御面會、緩々御對談被遊、一應御歸殿、御二度後之御供揃にて、高輪御邸へ御出、三郎様へ緩々御相對被成、薄暮過御歸殿被遊候。右御兩方様共、いづれも都合御懇切之御扱にて、御都合能被成、御座候由に御座候。

面會延引  
内情

此れが表向き一通りの經緯だ、然も一膜を剝いて、其の内輪の事情を察すれば、乍爾右此内以來之御仕向振、甚合點參兼候付、段々探索をも仕候處、此度若殿様へ被差下候勅諭之内、伏水一舉死失之面々、御宥赦之儀被仰出候處にては、薩藩においては御面皮を被爲失候儀と御引請、大きに御不平之由、此内小五郎(桂)へ、藤井良節より情實吐露仕、尙中山中左衛門抔、口氣にても其段被相窺候由、尤右之外第一には公邊へ御申立之廉、尙此度堀小太郎へ御沙汰之次第等、御都合不宜儀有之、右之通御發途御差急之御様子にも被相窺候。

久光内心

と報じてゐる。何れにしても薩長の關係は、決して圓滿ではなかつた、島津久光は、表向き何等毛利定廣に對して、其の不平、不滿を漏らさなかつたが、然も決して彼と心から戮協のつもりにて應接はしなかつた。その實情は、島津久光公實紀に曰く、

細略に能  
はず

八月廿日、松平長門守公を高輪に訪ふ、公迎接す、長門守の江戸に入るや、公に面せんことを乞ふ。公會て松平大膳大夫と同く、勅旨奉行の命を受く。大夫江

戸を去りて公を避く、且つ伏見の事兩藩の議協ひ難きを察し、事に託して之を謝絶す。長門守固く請ふ、故に主賓相對し、細晤するに至らずして別る。是時我が藩長門守齋す所の勅書中、伏見の擧に死する者を禮葬するの語あるを聞き、毛利氏を喜ばず、大原卿大に慮る所あり、勅文を改削し、以て本藩の憤を解き、事寢むことを得たり。

とあるを以て知る可し、又た「紹述編年」に曰く、

公には大膳大夫殿と同く、勅意奉行の御沙汰をも承り玉へども、殿には公の御著の前日に、道をかへ上京、其外伏見さはぎの事ども、何かとあやしく、表裏の上書などもあり、ゆくすえ御熟話のなり難きを知食し、程よく御断はらせ玉へども、あながちに御願ひあるにより、やん事なくも御承知あつて、明る二十日長門守殿、高輪の御館へ御出あり、されども其器度あるにもあらざれば、細大の御咄しには及ばざりけり。

以上を見ても、薩藩の長藩に對する其の釋然たらざる心境は、察す可きであら

久光止む  
なく會見

う、固より勅文の伏見一件に關する文字は、大原勅使の獨断もて删除し、その葛藤だけは解きたれども、それ丈けにて兩藩の蟠りを解き得可きものではなかつた。

何事も浪人申立通り

扱愛元御時勢追々御變革相成、一橋様御後見、春嶽様總裁職、日々御登城御坐候。其外午年後被<sub>レ</sub>讒候、永井、佐々木始、追々御召出に相成候。春嶽様にも御國家老出府御諫申上候趣、風聞御坐候得共、如何哉。大橋順三も御免出牢御坐候。兼て御地御懸意之加納重三郎御召呼に相成、黒川備中守様御手へ付、御支配可<sub>レ</sub>相成、旨被<sub>レ</sub>仰付、色々説に御坐候得共、何れ京地御探索筋之儀と被<sub>レ</sub>相何、善惡難<sub>レ</sub>相分候。大原様御出立も難<sub>レ</sub>相分、去三日講武所、夫より聖堂へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入、追日徳丸原大調練御見物に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入候趣に相聞候。島津三郎も出立難<sub>レ</sub>分御、内府金紋先箱三本道具行粧、御上道之出立、世上にて右も公邊より其儘に被<sub>レ</sub>差置候儀は如何哉と申居候。御老中方御退出見物として、若物三四十人許も先日申出かけ、例のおどしと相見申候。御駕籠講致候と申説も御坐候。凡て諸浪の申立通に相成候。神奈川邊にて軍艦七八十艘早々御造作に相成候由、此上は水戸様へ拾三萬石之御加増異人退防より外に無<sub>レ</sub>之候。午年以來の御役人は一人無<sub>レ</sub>之、

只々掃部頭様御惡物、井伊家之御家來心中被<sub>レ</sub>察候。(下略)(三浦吉信文書、若州臣成田作右衛門三浦吉信宛狀)

## 第十六章 生麥事件起る

### 〔八七〕 生麥事件の考察

人事意想

人事は實に意想外だ。然も一たび其端を啓けば、圓石を轉ずる如く、積水を決する如く、其の行きつくところまでは必らず行き、其の止まる可き所に至らざれば止まない。生麥村英人殺傷事件の如きが、その適例である。

不意の事件

日曜の休暇を利用して、横濱から川崎大師見物に出掛けたる四人の英人も、まさか生命掛けの旅とは考へなかつたであらう。島津久光の一行も、目指すところは京都であつて、その行程第一日に、英人殺傷事件を惹起せんとは、夢にも考へてゐなかつたであらう。然るにそれが或る遭遇の爲めに、案外の大芝居が始つた。

生麥事件の影響

その後の筋書は、半ば自然で、半ば人爲とも云ふ可きであらう。遂ひに英艦の鹿

兒島灣來航となり、英薩戰爭となり、その結果は、一方には薩をして實戰的の一大訓練を享けしめ、他方には英薩の提携となりて、遂ひに英國の勢力が、薩を通じ、日本の政變に、凡有る影響を及ぼすに至つた。而してその千波萬流の原頭は、實に生麥に於ける、奈良原喜左衛門の一刀の働きから出で來つた。まさか下手人の奈良原も、斯る多大の影響を、我が國勢の上に来たす可しとは、豫想す可き筈もなかつた。然も當人が豫想するにせよ、せざるにせよ、其の影響は正しく此の通りであつた。

奈良原一  
刀の効果

實を云へば、島津久光が、六月七日著府以來、八月二十一日出立まで、江戸に在りて、周旋、運動、經畫、交渉したる所謂の公武合體の仕事と、奈良原の二尺五寸の近江大掾藤原忠廣の一刀を振り翳したる刹那の働らきとは、何れか其の効果多かつたかと云へば、とても比較にならないほどの大効果を、奈良原の一刀は收め得た。

歴史上の  
意外

斯く云へばとて奈良原等の英人殺傷事件を禮讚するではない。固より是認す

何故の殺  
傷か

るではない。但だ單に歴史上の一事件として、之を取扱へば、實に意外から、意外を生じた善因善果を生じ、惡因惡果を來たすとは、道學的の論理であるが、歴史的に考察し來れば、未だ必ずしも然らざるものがある。所謂の荆棘の臺に、葡萄が熟し、蜜柑の枝に、枳殼が實るが如き例は、一にして足らない。然も彼れ奈良原等は、何故に英人を殺傷せしめたる乎、英人が島津久光の行列と出會しなかつたならば、斯る出來事はなかつたであらう。假令出會しても、若し彼等が恭謙にして、之を避けたらんには、恐らくは斯る事はなかつたであらう。然も若し奈良原や、海江田等が、供頭として、此場に居なかつたならば、或は若干の衝突はありても、斯る刃殺傷害沙汰には及ばなかつたかも知れない。若し又た刃殺せられたるリチャードソンや、又は負傷したるポロデル夫人の如き、香港にありて、支那人を物の數とも思はぬ優越心の持主でなかつたならば、假令島津氏の行列と出會しても、何とか回避の方便があつたかも知れない。尙ほ立ち入りて考ふれば、供頭の一人海江田武次は、蚤に藤田東湖に親炙し、實

藤田東  
湖の力

刀難染洋夷血の血性男兒であつて、其の同僚奈良原も亦た其の意氣込に於ては、海江田同様の血性男兒であつた。彼等は左なきだに洋夷の血に渴したるもの、今や其の獲物が最も好き場合に於て、眼前に現はれ來つた。乃ち饑猫が肥鼠に對するが如く、電光石火に、其の機會を攫んだのも、彼等としては毫も不思議は無かつた。されば其の眞源に深く深く溯り來れば、藤田東湖の亡靈が、奈良原の一刀を藉りて、此の目醒しき活劇を演じ來つたとも、云へば云へないことはあるまい。

一切意外

されば生麥の一擧は、一方から見れば、英人が自から取る所のもの、即ち自業自得でありと云ふ可く、又た薩人が自から好んで、此の悲劇を演出したとも云ふ可く、而して其の出演の動機の一半は、隼人男兒の負けし魂と、他の一半は、水戸學の訓育とも云ふを得可く、而してそれ以上は、牽強附會の虞れあれば、別に計上す可き必要はあるまい。但だ兎にも角にも、一波萬波、此の一事件の結果は意外から意外に及んだ。

### 〔八八〕 島津久光江戸を發す

久光上京  
發途

島津久光は、六月七日著府以來、勅使大原重徳を幫けて、公武周旋の勅旨を遂行す可く努力した。而して兎も角も松平春嶽を、政事總裁職とし、一橋慶喜を、將軍後見とする要目だけは、幕府をして奉承實施するに至らしめた。自餘の事に至りては——特に彼自身の身分待遇等の事に就ては——殆んど一も其の希望を充たすものは無かつた。されば彼の胸中にては、大満足でもなく、又た凱旋將軍らしき氣持でも無かつたが、さりとて京都へ復命する丈の或物を握つてゐた。而して八月二十一日には、上京の途に就いた。

其の行列

彼の行列は、決して尋常一様では無かつた。彼が六月七日江戸へ乗り込んだる際には、

島津三郎昨七日爰許著に相成候處、其節の供勢上下取合七八百人、其外長持、昇、駕籠百挺餘、國主大名同様の行列に有之、江戸に相來候ても、堂々たる供勢

に候。

と幕吏探索書にもある通りなれば、其の江戸を去る際にも、總人數七百五人、人足は別であつた。而して馬六十駄、長持八十棹、尙ほ其の行列中には大砲數門あり、外見は普通の荷物にて、覆を取れば車臺に載せたる小砲を積み、彈藥も同様であつたと云ふ。其の行裝の嚴且つ壯なる以て知る可しだ。而して其の所謂七八百人中の壯士輩に至りては、人觸れば人を斬り、馬觸れば馬を斬る底の意氣込みの輩にて、特に當時江戸や横濱に於て、外人が或は歩し、或は馬し、傍若無人に往來するに觸著するに於ては、如何なる變事が出來す可き乎、逆睹し難きものがあつた。

豫め薩藩  
届書

此の外人と觸著一件に就ては、既に六月二十三日附にて、江戸留守居西筑右衛門の名もて、左の届書を幕府には提出してゐる。

近頃外國人共、馬上二三行並べ、不作法に、御府内且端々迄も乘廻り、歩行にても同様、無行儀に行廻り候に付ては、修理大夫參府の節は勿論、實父島津三郎

も往來行逢候砌、兼々被仰付置候趣も御座候間、可成丈は加勘辨罷在候儀に候へ共、萬一先方より、無禮法外相働候ば、夫成には難差置、左候時は、對公邊奉恐入候次第に御座候。

尤も諸大名往來の儀は、被定置候御法も有之候間、無作法之儀無之様、兼て各國長官の者へ、被仰渡置被下度、乍其上不法之儀共有之候節は、無是非御國威を不汚様、時宜相當の處置仕るべく候間、其段は被聞召置度奉存候。此段申上候。以上。

戊六月二十三日

松平修理大夫内

西 筑右衛門

此れは随分思ひ切りたる届書だ、幕府は須らく外人に向つて警戒を加へよ、若し外人が無禮を働らけば、随意の處置を取るから、豫じめ届け置くとのことだ。此の届書に付ては、六月二十七日附にて、幕府から左の覺書が下つた。

幕府の覺書

書面の趣は、外國人共無禮を働候儀無之様、各國長官へ、其筋より精々爲相違置候儀には候得共、素より習風も異り、言語不通に候得ば、精々穩便に取計可申候。其次第に依候ては、御國非道の儀も出來可申に付、厚く加勘辨取計候様可致候事。

此れは宛も驕兒を諭す様の文句だ、届書の文句と對照すれば、双方の氣持が能く云ひ現されてゐる、而して其の氣持の相違が如何に懸隔しつゝあるか、分明だ。

東湖の致

扱も島津久光行列の供頭は、海江田武次と奈良原喜左衛門にして、兩人一日交代であつた、海江田は薩人中、藤田東湖に親炙したる一人にて、曾て東湖より親しく左の如き誨示を承けたことがあつた。

設令へば我始めて子に面接するに當り、まづ子の面に唾して、今より子と交らんと謂はゞ、子若し白痴に非ずんば、必ず怒て我を殺さん、國と國との交通を開くも、亦た此の情理なかる可からず、前日浦賀に於ける一事の如き、法と

謂はんか、愚と謂はんか、余をして其事に當らしめば、談判の席上、直ちにベル川の首級は、必ず余の一刀の下に落ちたらんのみ、果して然らんには余は固より當さに死す可し、されど余死して、一片の正氣は、必らず日本に充滿せん、正氣既に磅礴す、國本正さに強、此時に當りて開國必らずしも非ならざるなり、(薩藩海軍史)

薩士の心意氣

此の意見には當時の薩士海江田、奈良原の徒何れも心から敬服し、服膺したるところ、彼等は如何なる機會にも、此の覺悟は持つてゐた、否な恐らくは其の機會の來ることを待つてゐた、否な寧ろ其の機會を來さんことを希うてゐた、此れが則ち生麥事件に際する薩士の心意氣であつた。

【八九】 生麥事件 (一)

外人列中  
に入る

扱も島津久光の行列は、品川、川崎を過ぎ、漸く生麥に差し掛らんとした。時宛も午後二時頃、供頭の一人、海江田武次は、非番にて、輿にて儀仗の先導をした。當番の供頭は、奈良原喜左衛門にて、徒歩にて久光の駕籠側に在つた。而して生麥村を通過するや、外國人四名、その一人は婦人、何れも騎馬にて向ふより馳せ來つた。行列の先を行きたる海江田は、輿の上から之を看過した。而して騎馬の外人等は、久光の乗駕を距る十數間に近き、中小姓の列前に至るや、左側（彼の方より）に壓迫せられつゝ、進行した。然も彼等は、駕籠側の行列稠密の爲めに、遂ひにその列中に混入した。

奈良原一  
刀

島津の従士は、磨きて之を避けしめんとしたが、彼等は言語通せず、一寸ためらふてゐたところ、乗駕の右方後部にあつた奈良原喜左衛門は、之を見るや、韋駄天の如く疾驅し、近習役の側を通り抜け、中小姓の列前に至りし時、宛も英人はその馬首を、己れの右方に向けたが、此時速く彼時遅く、奈良原は、二尺五寸の近江大椽藤原忠廣の一刀を抜き放ち、彼の左肩の下から斜めに、即ち肋骨より腹

リチャードソン大  
傷

部に切り下げ、血潮の迸り出づるを、乗駕側からも見ることが出来たと云ふ。此に於て列中の従士、何れも刀を抜き、他の英人を襲撃し、無事であつたのは、婦人一人のみであつた。憐れむ可し、奈良原の刀に見舞はれたるリチャードソンは、切られたる創口を左手にて押さへ、右手に手綱を取つて、一町許り逃走したが、鐵砲組の久木村利休の爲めに、再び左腹の同所を、左手の甲に掛けて切附られ、更らに鮮血淋漓、血塊（鐵砲の斷片も落ちたと云ふ）をも落しつゝ、約十町許り逃げ延び、同村並木（一に松原）に至り、遂ひに落馬し、海岸の方なる並木側の土手下に身を寄せ、傍人に水を請ふものゝ如くであつた。

リチャードソン  
の死

海江田等は此地から尙ほ前方にあつたが、先きに出會したる外人三名、後より馬を飛して駆け來り、鮮血を迸射しつゝ、神奈川指して遁走するを見た。仍て事變の起つたことを察し、後方に引き返したが、黒田了介（清隆）、本田源五等が、疾驅追躡し來り、異人を斫つたことを知らせた。時に落馬したる負傷者は、路傍の掛茶屋の陰なる土堤に横臥して、自ら腰の出血を拭ひつゝ、あつたが、海江田が之



に近くや、彼は異様の顔色もて、何やら哀願する如くであつたが、言語通せざるを以て、海江田は「今樂にしてやる」とて、脇指もて其の止めを刺した。乃ち英人の檢屍に、心臓に槍創一個所とあるのが、即ち是れだ。而して此刀は日下部伊三次が、曾て水戸齊昭より賜はりたる名刀であつた。

久光の態度

此の事變の爲めに、行列の進行は停止し、行列は方さに崩れんとした。時に松方助左衛門(正義)は、近習番にて、駕籠側の右方前部に在つたが、前方に事起りし爲め、衆皆な之に向つて趨らんとしたが、彼は大聲疾呼して、駕籠側を離る可からずと之を制止した。久光は駕籠中に瞑目して、神色自若であつた。初め奈良原の英人を斬るや、松方は外國人行列を犯し、只今之を除きつゝ、ありと報じた。久光は一言隻句も發せず、徐ろに大小の柄袋を脱した。其の鎮定を報告するや、又た柄袋を被せた。

不意倉皇

右は松方正義の直話として、薩藩海軍史に掲げたる所、當時元帥伊東祐亭は、中小姓にて、其の列中であつたが、松方が大聲制止したるが爲めに、遂ひに前行の機を逸して残念であつたと語つたと云ふ。何れにしても事は不意に起りて、其の倉皇の状想ひ見る可きであつた。然も島津久光の駕籠脇からは、従士は散亂せず、久光は亦た從容自若として、駕籠の中に瞑目深坐したことは、之を察知するに難くない。尙ほ如上事變の顛末は、専ら薩摩側の記事に據りたることは、云ふ迄もなす。

### 【九〇】生 麥 事 件 (二)

負傷英人氏名

抑も生麥事件の相手たる英人は、何者であつた乎。彼等は四人にして、横濱在住の絹輸出商英人ウィリアム・マーシャル (William Marshall) 横濱米人經營のアウガスチン・ハード商會 (Augustin Heard Company) の店員英人ウヅロップ・チャールズ・クラーク (Woodthorpe Charles Clark) 及び多年上海にて商業を営み、日本見物

の爲め渡來したる英人チャールレス・レノックス・リチャードソン(Charles Lennox Richardson)并に香港在留の英商の妻にて前記ウィリアム・マーシャルの従姉妹ポロデル(Horvalia)にして、即ち兩人の男女は香港からの來遊者、兩人の男は横濱居留者であつた。

行列と接

彼等四人は、六郷川畔の川崎大師見物の爲め、豫じめ馬丁に馬を神奈川驛に廻さしめ、自分等は横濱から灣内を船にて横切り、午後二時半頃馬上にて神奈川驛を出發して、行くこと一里餘、途上にて少數の武士の一團に出會したが、彼等は無關心にて通過した。やがて島津久光の大行列に逢著した。四人の英人は馬足を緩めた。二列行進の行列前驅は、英人の側を通過したが、やがて本行列は、殆んど道路の全幅を占めつゝ、進んで來た。英人等は馬を立て、路の左側に避けた。その時リチャードソンとポロデル夫人とは、クラーク、マーシャルよりも、約十ヤード先行して、行列に向つてリチャードソンは内側に、ポロデル夫人は外側に馬首を並べてゐた。されば如何に停止しても、二頭の馬首を並べて立

10ヤード

英人皆傷

てば、行列の行進を妨げたことは勿論だ。

此時リチャードソンの馬が、ポロデル夫人の馬を押すので、夫人の馬は、片脚を道路外に踏み落したので、夫人は馬を行列に向つて少し前進せしめた。此時行列中から一偉丈夫が出で、外人の前に來て何か手様をした。此の光景を見たるクラークは、引き返せと呼び、マーシャルは、並行するなど叫んだので、前方にある兩人は、馬首を廻さんとして、端なく行列中に其首を衝き入れた。此時前の偉丈夫は、肩衣を脱し、大刀を抜き、リチャードソンに切りつけたから、一同は急に馬首を廻らしたところ、馬が發足する以前に、リチャードソンは、早くも二創を受け、其の一創は腹部の大傷であつた。マーシャルとクラークも亦た左腕、左肩に、各一創を受けた。此れは馬を左側に避け、右廻りに馬首を廻らしたから、皆な傷は左に受けることゝなつたのだ。

ちよと

リチャードソン落馬

續いて斬つてかゝる十數人の薩藩士の二三は、馬脚に觸れると云ふ混雜の間に、馬は疾驅して行列から脱するを得た。その内にリチャードソンは、死の苦痛

を訴へるので、マーシャルは、クラーク、ポロデール夫人を前行せしめ、自分のみは馬足を緩めてリチャードソンと馬を並べ、彼を勵しつゝ、十町ばかり走つたが、リチャードソンは、遂ひに馬上に勝へ得ずして落馬した。見れば腹から臟腑が出で、身動きもしないから、マーシャルは、絶命したものだと思ひ、之を見捨てて、前行二人の後を追ひ、神奈川宿の入口にて追ひ付いた。

クラーク等の逃走

然るにクラークとマーシャルとは、出血の爲めに氣力を失はんとしたので、神奈川宿本覺寺にあつた米國領事館に走り込んで救助を求め、ポロデール夫人のみは、狂氣の情態にて、馬を飛ばし、横濱居留地内のガワノの家に逃げ込んだ。此れが午後三時半頃であらうとのことだ。而して神奈川なる米國領事館では、館醫へボンが領事館から四分一マイルを隔てたる地にあるを召喚して、應急手当を施さしめたが、路傍に打ち倒れ、氣息奄々たるリチャードソンは、一薩士の爲めに、止めを刺された。外人の新聞又は著述には、行列中の貴人が、床机を路上に立て、之を指揮したとあるが、此れは固より取るに足らない臆説だ。以上

は専ら外人側の資料に據りて、事件の顛末を敘したるもの(大塚武松氏著武州生麥事變に就て)概して事實に幾きものあり、而して此れを薩州側の記事(參照八九)と對照すれば、自から其の真相を得ることが出来るであらうと思はるゝ。

### 【九二】 生麥事件後の外人側 (一)

英代理公使の處理

扱も神奈川なる米國領事館では、事變突發と、二人の英人を救護したる次第を、在横濱英國公使館に報告す可く、スターリンス(Stearns)なるものを遣はしたが、その以前に現場から逃げ來れるポロデール夫人の報告にて、ガワノの弟が、事變を横濱居留地に報告したから、居留地を擧げて、上を下への騒動となつた。但だ英國代理公使ジョン・ニール(John Neale)は、案外に沈著にして、遭難地、遭難者と居留地、居留地外人との連絡を陸路に取れば、或は更らに意外の大變を惹起せ

んことを虞れ、碇泊中の軍艦から海兵を招致し、海路連絡を取る可く手段を講じた。

危く大椿  
事を免る

然るにニールがボロデール夫人を見舞つてゐる留守中に、英國神奈川領事カピテン・ヴィス (Captain Vis) は、代理公使に無断にて、公使館の衛兵を率ゐ、それに昂奮したる氣早な外人若干も加りて、リチャードソンの所在、及び二名の安否搜索の爲め、陸路横濱から東海道に向つた。ニールは後に之を聞知し、直ちに衛兵隊長中尉アブリン (Aplin) を後から派遣し、一行の引き戻を命じたが、同中尉も亦たヴィス領事に説得せられ、其儘一行に加はることゝなり、又た佛國公使ベレクルが派遣したる佛衛兵若干も此の一隊に加はり、若し此の一隊が島津の行列と出會するに於ては、容易ならぬ椿事を生ず可きであつたが、中途關門にて、神奈川奉行吏員に阻止せられ、その爲めに時間を費し、爲めに島津久光の行列が、神奈川驛を通過したる後に至りて、生麥に於て、リチャードソンの屍體を發見した。但だ島津行列の殿であつた小荷駄とは、若干衝突したと傳へら

二三の小  
衝突

れてゐる。

尙ほ是等外人と稍や後れて、米國領事館の安否を氣遣うて、神奈川に出動したる佛國公使及び其の護衛と、薩藩の小荷駄に隨從したりと稱する武士二人との間に小衝突あり、又た佛公使ベレクル一行の後を趁うて神奈川に赴きたる佛通譯官ブレッキマンの護卒が、短銃で傷けた武士は、意外にも神奈川奉行附の役人であつたなどの混雜はあつたが、何れも大事に至らなかつたのは、兎にも角にも外兵の通行を阻止して、其時間を後れしめたる神奈川奉行所員の功と云はねばならぬ。

在留外人  
の激昂

斯くてリチャードソンの屍體は、神奈川から海路横濱に送られ、マスビナルなる者の邸に移された。然るに外人側では此夕島津久光の宿泊したる程ヶ谷を襲撃し、久光若しくは一行中の重要人物を生擒せんと議が起り、一夜喧騒を極めた。そは此の一件は、單に浪士の個人的妄動でなく、一藩の大名然も尤も有力なる大名の行列中の従士の行動なれば、日本人對外人總體の問題として取

り扱はれ、その爲めに激昂したるものは、獨り被害者側の英人に限らず、一般外人に波及した。

英公使の沈著

然るに當該官憲英國代理公使ニールは、案外冷靜にして、居留外人共が、其の公使館の前に蟬集し、遭難者の救護を喚び、復讐を叫ぶにも、殆んど頓著する所なかつたが、佛國公使ベレクルは、ニールを訪問し、負傷者を收容せる米國領事館を薩人が襲撃の虞れあれば、直ちに警衛の助勢を派遣し、且つリチャードソンの生死を探索救護するの必要を説き、海陸兵を、海陸兩方面より急派せんことを迫つたが、ニールは多數の日本人通行の際、陸路兵士を派遣するの危険なるを説き、之に應せず、その爲め兩公使の間に激論出で來り、英公使は英人中、既に神奈川宿に急馳せる輩に就ては、萬一不幸にして彼等の行動の爲めに、不慮の事變發生する場合は、其の危険と、責任とは、彼等自身負擔せねばならぬと迄極言し、漸く負傷者收容の爲め、海兵を水路神奈川に派遣したるのみであつたから、佛公使ベレクルは憤激の餘、予は予の信ずる所によりて行動す可しとて、自

英佛公使激論

から公使館の衛兵を率ゐて、神奈川迄出張した。

此の英佛公使間の激論は、左なきだに激昂したる居留外人側を更らに激昂せしめ、彼等は英國代理公使ニールの優柔冷酷を、罵詈、攻撃するに至つた。

### 【九二】 生麥事件後の外人側 (二)

外人の會議

扱も事件突發の當夜は、負傷者及びリチャードソンの屍體を收容したる後、午後十時から居留民の主たる人々、英佛蘭の海陸士官、及び領事館員等は、デント商會代表たるエドワード・クラークの邸に會し、英領事ヴィスを議長として會議を開催した。

在泊外國軍艦

當時横濱に屯したる陸兵は、英佛各四十人位にて、僅少であつたが、横濱灣内には英艦セントウル、ケッスレルの二艦、佛艦はコント・ダルクール提督指揮の

下に、ドルドニユ、ル・モンジ、デュブレクスの三艦、蘭艦はヴィス・アドミラル・クープマンの一隻、計六隻の軍艦が碇泊してゐたが、偶然にも同日初夜の頃英海軍少將アーガスト・クーパーが精銳なる大艦ユーリアラス及びリンダグ二隻を率ゐて入港したから、居留民の意氣は更らに旺盛を極めた。

居留民會  
決議

前記居留民の會議に於ては、佛人シアクモーは、如上の艦隊から海兵を總動員し、保土ヶ谷なる島津久光の旅舎に夜襲を試み、犯人を捕へ、報復の舉に出んことを提案したが、それは撤回せられた、而してガワリーの提案たる英佛公使——米公使、蘭總領事は江戸に在り——及び英佛提督、蘭先任士官等の官憲並に士官をして、英人の被りたる慘害に對し、急速果敢なる賠償を得る保證として、島津久光若しくは其の高官の者を拘束する應急手段を取らしめんことを要請するとの動議が、全會一致にて成立し、且つ當日迅速、果敢の措置を執つた佛公使、佛提督、並にリチャードソンの屍體收容に功あつた英領事グイスに對し、居留民から感謝を表する決議をした。

ニール益  
益冷靜

斯くてガワリー等九名は、委員として、前記各官憲、士官を歴訪し、會議は其の経過を聴取する爲め、翌午前三時迄續行することとなつた、而して委員等は深更から各方面を歴訪し、クーパー提督の如きは、午前一時半頃訪問を受けたが、彼は委員に對し、未だ英代理公使とも、協議前であるからとて、回答を保留した、次に訪問を受けた佛提督コント・ダルクールは、此際手痛き膺懲を、日本人に與ふるは、他日に行はるべき如何なる嚴重なる懲罰よりも、尤も有效であらうとの意見で、何時にても行動を開始する準備は出來てゐると答へ、次に蘭の先任士官ブイスも、慎密、且斷乎たる態度もて、即時行動を執ることに同意する旨を告げたが、獨り、英代理公使ニールは、既に居留民會議の非難の標的となつてゐたに拘らず、卒直に委員等の齎らせる意見要求には不同意の旨を言明した、最後に委員等は午前三時頃佛國を訪問したが、公使の意見回答は不明であつたが、結局午前六時から佛國公使假館にて、更らに會議を開くことを協議し、委員等は續行中の居留民團會議に歸來し、之を報告し、同夜の會議は、此れにて散會し

た、大塚武松氏武州生麥事變に就て」

外人意氣  
昂揚

以上の所記によりて、如何に横濱に於ける外人等の敵愾心が昂揚しつゝあつたか、判知る、特に佛國公使佛國提督の如きは、寧ろ居留民の意志を代表すると云はんよりも、居留民の先に立つて、之を導いたるが如き趣きがあつた。されば若し英國代理公使ニールにして、之に賛成したらんには、或は居留外人と東海道の旅程にある薩人との間に、樁事が出来したるは、未だ必ずしも期す可からざるの事では無かつた。

ニール冷  
靜の效

然るに英代理公使ニールは、同僚たる佛公使の意見にも雷同せず、將た居留民の要請をも之を斥け、始終冷靜沈著の態度を保持して、控へ目に其の措置を執りたるは、彼が如何なる動機もて然かしたるかは、知る可からざるも、兎も角も事件を擴大せしめ無かつた丈けの效果は、昭著であつたと云はねばならぬ。此れは日本側の爲めに仕合であつたばかりでなく、寧ろ居留外人の爲めに仕合であつた。そは島津久光の率ゐたる七百人の従士は、江戸の旗下とは、決して同一

視す可きものではなかつた。彼等は薩摩武士中の精銳をすぐりたる剛の者共にて、如何に居留外人が焦躁しても、居留外人をして容易に其志を達せしむる弱蟲では無かつたからだ。

### 【九三】 生麥事件後の外人側 (三)

八月廿二  
日會議

八月二十二日(陽曆九月十五日)午前六時から開く可き豫定の會議は、八時から開かれた。相集りたるは公使、領事、士官及び重なる居留外人だ。其の経過要領は英代理公使ニールの報告によれば、左の通りであつた。

會議狀況

居留民委員は、前夜の決議文、即ち居留地の嚴重なる備へ及び報復賠償の保證として、近驛に在る島津久光若しくは其の高官を捕虜とす可き必要の措置を執らんことを要求するとの趣旨を朗讀し、佛公使及び予(英代理公使)の意見を

求めたから、予は卒直に斯る非常手段は到底實行不能であり、且つ其の手段の不當にして、必らずや戦争を惹起す可きことを指示し、予は姑らく隱忍して、本國政府の指揮を待つ可きこと、但だ横濱、神奈川を中心として、外人保護に關しては、極力日本政府に要求する所ある可きことを言明した。

決議條項

予の言説を聞き及ぶたる佛公使は、別室に退き、その意見を紙片に記して予に示したが、それは予の意見と一致し、且つ極力横濱の防備を武力もて完備す可きを主張したるものであつた。斯くて會議は横濱警備の必要と、其の手段を講ずると云ふことのみが可決せられ、即ち佛國海軍士官は、英旗艦上に於て、クーパー提督と協議することとなつた。尙ほ又たクーパー提督から、在吳淞の司令長官ポーブ中將への報告には、

クーパー提督報告

グイス領事を主とせる居留民、外交官、海軍士官等の會合に於て、薩摩侯を捕へんが爲めに、兵員を上陸せしむることは、結局不可なりと決議せられた。その理由は、

(一)數百人の從者に守衛せられたる主人を捕へることは、到底困難である。從者等は、自己の生命を犠牲として、必らず主人を免かれしめるであらうこと。

(二)此の非常手段の成否如何に拘らず、日本と直ちに開戦することとならうが、我等にはその準備が無いこと。

(三)條約に由り修交せる國土に、攻撃の目的もて、大部隊の兵員を上陸せしむる權利ありや否や。

(四)此の如き手段は、果して在留外人の生命を危殆に陥らしむ可き虞れなきや否や。

(五)假令薩摩侯を拘禁し得たりとするも、その措置は、却て我方に困難を増大せしめざるや否や。

如上の理由もて、結局は在留民の激昂を鎮靜せしむ可く、予の旗艦上に於て、佛蘭西士官と横濱警備方法を協議實行することとした。



居留民落著き

とありて、如何にも事理分明だ。  
斯る次第にて、當初逆上の決議を爲したる居留民等も、一夜明けたる翌朝には、聊か冷靜となりて、大なる失態を惹起しなかつたのは、彼等に取りても、先づ仕合であつたと云はねばならぬ。

英國外相への報告

同日居留民會議は、三たび開かれたが、ガワリーの發議もて、會議の經過と、事變後居留民の執りたる行動とは、即日英國外相ラッセル卿に報告し、且之をタイムズ紙に發表することを決議し、且つクーパーの提議もて、此の報告書中には、事變に際し、英神奈川領事グイスの機宜を得たる、且寛仁、果敢、及び精氣ある措置、行動に對し、感謝を表することを決議したる一項を附記することを可決し、ベル、ペーレー、ガワリーの三名署名し、他に八十三名が、報告事實の確實を證認する旨を奥書したる報告書をニール代理公使に托して、本國政府に送附した、而してニール代理公使は、それに添書して、居留民報告書中、予の行動に關する事項に付き、辯明する暇なきを遺憾とする旨を附記してゐる。

英外相のニール賞讃

惟ふに此の報告書は、一面ニール代理公使の措置に對して、不滿、不平を表示したものであらうと察せらるゝ。  
然るに此の報告書に接したる英國政府は、外相ラッセル卿の名もて、事變發生當時、貴官に對する壓迫の甚しかつた際に於て、貴官の執つた判斷、沈著なる態度に就ては、女皇政府は之を是認する。若し貴官が居留民の意見に同意したらんには、英政府は、日本と交戦を餘儀なくせられたであらうと、其の措置を稱讚してゐる。而してニールに對して、反抗的態度を執り、居留民の先頭に立ち、硬論の急先鋒となつた神奈川領事グイスは、懲罰の意味もて、函館に轉勤を命ぜられた。斯くて此の事件の問題が完全に解決せられたる文久三年十一月には、ニールはバスの勳章を賞賜せられた。大塚武松氏武州生麥事變に就て。

## 第十七章 生麥事件に對する幕府の處置

### 【九四】 伯爵林董の生麥事件に對する意見

林董の觀

抑も此の生麥事件に就ては、外人側にせよ、薩藩側にせよ、雙方に申分ある可きは勿論であるが、當時少年として横濱に在りて英學を修めつゝあつた伯爵林董は、曾て此の事件に就て、「後は昔の記」に於て、斯く記してゐる。

幕府事前の注意

文久二年（千八百六十二年）の事なり。東海道は諸侯の往返頻繁なれば、成丈け通行を見合す様にと、幕府より外人に照會し置きたれども、外國人は成丈け内外間に据え付けたる障礙を排去せんと欲し、東海道に出でざれば、散策運動の便なしとて、右の照會を承諾せず。然らば本牧の方に向つて、運動散步の便を開かれよとて、幕府は新規に平坦の道路を作り、東海道に大名通行ある時は、前以て通知する故、其時丈は、切めて遠慮せらるゝ様にと、請求したるに

英人の油

香港より避暑に來りし一行レノックス・リチャードソン、ミッシュ・ボロデーと  
マーシャル、グラークの四人（按ずるに後の二人は、當時横濱在留の英人）香港に歸  
る以前に、是非江戸を見物せんと云ふ。友人等は今日は島津三郎通行の通知  
ありたり。危険多ければ見合すべしと云ふ。四人は聽入れずして、否此等アジ  
ア人の取扱方は、予能く心得居れり、心配なしとて、八月二十一日、東海道に出  
で、終に生麥の騒動を引起せり。

以上は聊か事實に相違の點もあり、何れも前に掲げたる記事に據つて、訂正を  
要する（參照九一）。但だ「アジア人の取扱方は、予能く心得居れり」との一句は、リ  
チャードソン等の胸中を穿ち得たる文句らしく思はる、。

英人自業自得

予（林憲）が知れるヴァンリードと云ふ米人は、日本語を解し、頗る日本通を以て  
自任したるが、リチャードソン等よりも前に島津の行列に逢ひ、直に下馬し  
て、馬の口を執り、道の傍に佇み、駕の通る時、脱帽して敬禮し、何事なく江戸に  
到着したる後、リチャードソンの生麥事件を聞き、日本の風を知らずして、倨

認識不足

傲無禮の爲めに、殃を被りたるは、是れ自業自得なりと予に語れり。リチャール  
ドソンが横濱を出る時、友人の忠告に答へたりと云ふ所に照らせば、左もあ  
りしならん。徒らに倨傲の舉動をなして、他國人に無禮を加へ、感情を傷ふこ  
とは、唯自身を害するのみならず、國際上互に大損を招くの本なり。

此れは如何にも平允の説だ。若しリチャードソン等をして、ヴァンリードの如  
くならしめば、如何に奈良原、海江田等の猪武者でも、濫りに刃傷を加ふる譯に  
は參らなかつたかも知れない。英人が香港にて、支那のクラーを相手とした態  
度も、日本の武士に接したるからには、自から痛き目を見たるは、所謂、自業  
自得、必然の結果と云はねばなるまい。

通行豫告なし

然も幕府は島津久光の通行に就ては、豫じめ警告を、横濱の外人等には與へて  
置かなかつた。その證據は、八月二十三日、事件突發の翌々日、横濱に於て、外國奉  
行津田近江守（正路）と英國代理公使との對話の中にも、公使は、  
島津三郎の通行の節は、何故私方え爲御知無之哉。

と云ひ、外國奉行は、

其儀は是迄大名東海道通行いたし候節、何之差支も無之候間、別段達も不致候得共、以來之處は、相達候様にも相成可申候。

と答へたるを見ても判知る。而して英國公使は、大原重徳の通行に付ては、遠慮す可き旨を達したるに、島津の通行には、さる豫告なきは何故ぞと突き込んでゐる。

京家之方、通行之節は、御達有之、何故島津は御達無之哉。

此れは外人側の立場からは、尤なる質問だ。然も外國奉行は、

勅使は高貴之方に有之候間、通行之節は、相達候得共、大名は政府え屬し候者の儀に付、別段達不申候。

と答辯してゐる。されど危険は大原にあらずして、島津に在つた。

〔九五〕 薩藩側の届書

居留地襲撃の計

却説島津久光の一行は、八月二十一日は程ヶ谷驛に宿泊した。小松帶刀、大久保一藏等は、海江田武次、奈良原喜左衛門等と相談し、外人の來襲に備へんとしたが、海江田、奈良原等は、寧ろ此際彼の來襲を待たんよりは、我より横濱に進撃し、以て居留地を焦土とせんには若かず。若し我等に百人の從士を分ち假さば、直ちに彼等をやりつけ、やがて凱歌を奏して、後より追ひ附かんと提議したが、大久保等は固より其の暴舉に與せず、斯くて互ひに議論夜を徹して天明に至つた。而して久光は、平日に殊ならず熟睡したので、從士何れも其の膽量に服したと云ふ（薩藩海軍史）。

幕府の處置

幕府側では神奈川奉行阿部越前守（正外）は、直に組頭若菜三男三郎を程ヶ谷に遣はし、下手人詮議の事を談せしめ、此の事件の落著まで滞在を要めしめたが、薩藩側では、若し此の事件に付て、英國より申分あらば、薩藩自から其責に任ず

可く、固より幕府に累を及ぼすこと無かる可しとて、之を肯んじなかつたから、阿部は直に小田原藩に檄して、箱根の關所を鎖し、その西上を沮む可きを達し、其旨を幕府に上申したが、幕府は大に駭き、斯くては島津久光の驩心を失ひ、京都の首尾を損ふ可しとて、閣老の命を承けず、濫りに大名に檄したるは、越權の措置なりとて、阿部奉行を譴責し、小田原藩には、久光の通關を許す可しとの命を下した。

島津氏警

斯くて久光は翌二十二日には程ヶ谷を發し、小田原に一泊し、二十三日には無事箱根の關所を越え、沼津に一泊した。

八月廿一日

一 今日六ツ半時(午前七時)御仕舞、四時(午前十時)高輪御屋敷御機嫌克被遊御發駕候、十四丁許。

品川 御小休

大森 御小休

川崎 御休

生麥 御立場

神奈川 御立場

右之通被遊、御通行、神奈川御小休相成、程か谷驛え暮時分被遊、御光著候。

一 夷人生麥村にて、御行列先きえ騎馬にて乗懸、壹人切捨、外者逃去候由、神奈川邊別て及騷動候、今晚四ツ半(午後十一時)比退出。

一 神奈川にて、高崎猪太郎、土師吉兵衛へ夷人舉動探索相託置候、今晚間合度々相達、夜明け高崎猪太郎參り、則出殿云々。

島津氏届

此れにて島津側にて、如何に戒心しつゝ、あつたかが想ひやらるゝ、尙ほ薩藩側よりは、程ヶ谷驛より八月二十二日附にて、左の如く届け出でた。

島津三郎儀、昨廿一日東海道生麥村通行の節、先供近へ外國人乗馬にて向より參候處、横合より浪人體の者三四人罷出、外國人と何乎及混雜候體に付、三

郎供方の者共、引纏ひ居候所、右浪人體の者、外國人一人を打果し、其餘之外國人は逃去、浪人體の者も行衛相知不申、三郎供方の者、右所業に及候儀には決して無御座候。此段形行御届申上置候。以上。

八月廿二日

島津三郎使者

國分市十郎

訂正届出

此れは隨分人を喰つた届書だ。然も餘りに白々しき事實の構造であるから、薩藩側でも之を訂正し、閏八月四日、江戸留守居西筑右衛門をして、左の届書を老中に提出せしめた。尙ほ神奈川奉行には、立落直記をして、先きに出したる届書の返還を請ひ、再度の届書を出したが、神奈川奉行阿部越前守は、之を肯んじなかつた。

訂正届書  
本文

それは扱て置き、薩藩側では再訂の届書をば、島津久光から八月二十二日横濱役所へ届けたるものとして、閏八月四日、老中水野和泉守に提出した。

松平修理大夫家來届書

島津三郎儀、昨日御當地出立仕候段は、御届申上候通に候。然る處神奈川宿手前にて、異人ども四人馬上にて行列内へ乗込候に付、手様を以て、叮嚀精々相示候得共、無體に乗入候に付、無是非先供の内足輕岡野新助と申者、兩人へ切付候處、右異人逃去候を、右新助追懸行越、夫形何方へ差越候哉、行衛相知不申候。猶精々探索致し、尋得次第、其節の時宜承届、早速御届可申上候得共、先早々御届可申上旨、程ヶ谷驛より申付越候付、此段申上候。以上。

八月廿二日

松平修理大夫家來

西 筑右衛門

何れにしても五十歩、百歩、初度は浪人、此度は足輕人を喰つた程度には、左迄の相違はない。薩人の眼中には、既に江戸政府の存在は認めなかつた。

【九六】 生麥事件と幕府側 (一)

中根雪江の記事

扱も此の事件は、幕府側には、如何に受取られたる乎、そは松平春嶽の記室中根雪江の「再夢紀事」が、其の消息を漏らしてゐる。

急報幕府に達す

八月廿一日 今日島津三郎江戸出立上京なり。

廿二日 今曉丑半刻(午前三時)比、横濱越州屋善右衛門より、急便を以注進せし趣は、昨廿一日七時比(午後四時)島津三郎殿歸國道中生麥村子安村との間の松原通行之節、英人四人馬上に而、先供之内へ乗込に付、供之者直様切付け、一人は即死、一人は腕を落され、一人は腹を突かれ、一人は婦人にて、少々疵を受逃歸る由依之神奈川横濱邊、以之外騒動せる由なり。

此の如く川崎、神奈川間に於て、廿一日午後二時——四時の出来事が、廿二日の午前三時比に、漸く江戸に急報せられた。今日から見れば嘘の様な話であるが、事實なれば致方なし。なほ八月廿二日の條に、

米蘭使の忠告

薩人殺英之一條、神奈川奉行及薩州よりも届有之、廟堂甚混雜、御評議中、亞(合衆國)蘭(和蘭)兩國之ミニストルより、第二時より強而三時迄に、應接願出、周防殿(板倉勝靜)御宅にて、和泉殿(永野忠勝)御一所に應接之處、彼申は、昨日之一件、是迄之浪人杯と違ひ、大名相手之事にて、英も専ら大名を直指、途中に遮り、討取らん杯との評議ありて、何分不容易模様、に付、兩ミニストル罷越、披ひ見申度、解死人は是非御指出に相成候様との趣に付、被任其意候由。

とある。此れは當時江戸にありたる米公使、蘭總領事が、幕府當局に善後の措置に付き、忠告を試みたるものと察せらる。

被害英人の輕率

昨日は薩之通行と聞き、關門を締切置候處、四人之者は、船にて罷越候事にて、彼等も實は不都合の由なり。

とあるが、此れは如何か甚だ疑はし、四人が横濱を船にて神奈川先へ渡りたるは事實であつたが、關門は締切つて居なかつた様だ。

世上風聞

夜に入越州屋より、注進、英之ミニストル、コンシエール始會諸之次第は度々の

問違不都合至極に付、此度は待て待てを不聞入、當時碇泊之軍艦にて押寄せ、江戸一之大名(將軍家也)を擒にせんと、激論と、又上海に停泊の軍艦をも呼寄、其上の事にせんと、の兩議未決之様子なる由を申越せり。

此れは半ば訛傳であるが、横濱に於ける外人側の意氣込は、手蚤く幕府側にも聞えたものと察せらる。尙ほ中根雪江は、左の風聞を採録してゐる。

薩英之事件、種々風聞有之由、薩は態と暴行を以、夷情を激して事を醸し、幕府の困難を來たさんとの策に出で、三郎殿も駕を出で指揮ありし、杯とも聞へ、廟議は薩を惡み英を恐れ、疑懼模稜之評論而已にて、更に一定之劃策も無之由。

如何にも其通りであつたらうと察せらる。

春嶽等評

公春嶽御歸邸之上、小楠堂(横井時存)及執政、其外要路之向被召集、御評議に相成處、此度之義は、外國へ之關係故、如何成結果に可相成哉、即今更に稅駕之所を不知候得共、兎も角も大公至正之條理を以、御所置無之ては、御職掌上之御

風聞たるを

島津上京  
轉明の事

瑕瑾にも可相成との御主意にて、御決議之趣は、先づ指當り島津三郎御引留め、早々解死人指出候様可被命事、猛虎深山へ歸る後と相成候ては、外國より何事を申出候ても、被成方無之故也、再府下へ御呼戻し、或は直に歸國被命等、今後之事情によるべし、若老(若年寄、老中)早々出港(横濱)之上、英夷之情實、公平に承り糺しに可相成事、閣老一人勅使に指添上京、此度薩の暴行之次第を言上、所司代も關役中故、其儘滯京、追々の事情、此表より注進之廉々及言上、且英夷攝海襲撃等も難計に付、京師御警衛之節、朝意を伺ひ可及指揮事、右等目前之要領、急務なれば、明朝御登城の上、御談に可相成との御義なりしなり。以上は松平春嶽が、幕府政治總裁職として、其の賓師横井小楠、其他の諸臣と會して、應急措置の意見を取り纏めたる次第だ、されど所謂猛虎は深山に向かつて無遠慮に其歩を進めつゝあり、固より滯在は恐ろか、江戸に呼戻す杯の事は、出來得可き様も無かつた。



〔九七〕 生麥事件と幕府側 (二)

外國奉行  
報告

中根雪江の記事は、尙ほ以下に續いてゐる。

八月廿三日 御登城有之、昨日横濱へ被遣し一色山城守(直温、當時外國奉行)罷歸り申達大略、薩州は甚不手際にて、一件後逃るが如き早足にて、程ヶ谷驛に至り、同驛曉八時頃(午前二時)出立之由。

薩より神奈川奉行へは、浪人者の所爲之由達有之由(參照九五)。英ミニストル、要撃の積にて(按ずるに島津久光を)騎兵を出候へども、半道も後れし故引取る由。

英へ應接申込といへども、取込之由にて斷り、政府表へ書面可指出由、乍併今日於運上所一應は可及對談との事の由、演達之由。

以上は眞偽相ひ半ばするものと察せらるゝ。

英指出書  
面

英より指出書面の大意は、島津修理大夫實父厄介三郎最粗暴なる振舞をな

せし由遊歩に出たる商人を殺害無道之由、官府におゐて如才なきは分明なれば、此後の所早速本人出候様致度由、左なくては、毎度之義、本國政府へ申譯無之との意味之由。

當時幕閣は、薩藩を心から惡みつゝ、然も之を畏懼し、何となくはれ物を取扱ふが如き態度であつた。松平春嶽は獨り硬論を主張し、

春嶽硬論

廿四日、今朝は御不快之趣にて、御斷り御登城不被爲、在候得共、即今之形勢、御放擲可被爲、在様も無之に付、早朝岡部駿州被仰遣、御申聞候趣は、

此度之薩件、三郎敬上之念慮あらば、神奈川又は程ヶ谷邊に逗留、家來解死人探索、兎角之御指圖可相待、咎之處、濫行を其儘に後難を幕府に委し、事も無氣に歸國致候義、國憲におゐて忽せにすべき儀に無之、ケ様之義を、此儘に被成置候ては、今後之御威令も難被行候間、早々旅行御指留、其驛に控へ居、解死人指出候様、不被命候ては、天下へ對し外國人へ被對、御威信立申間敷との御見込、専ら攘夷之御沙汰有之折柄、此件今後如何可相運哉難計、時宜により指續

閑老上京の議

れ候へば、以之外成内亂とも可相成儀候へば、閑老一人、勅使一處に上京にて、今般之事情委曲及言上、所司代も無之事候得ば、直様滞在、此表より注進之次第も追々申上、且攝海襲撃の氣遣ひも有之候へば、京師御警衛之儀も、惣而朝廷へ相伺ひ指揮有之様に無之ては、御尊奉之御趣意も御行届無之、珍事到來之折柄、御手薄にて相濟不申候間、不取敢上京可然との御見込之兩條を被仰聞、早々御評議有之様との御義なりし由。

慶喜の穩便主義

とあるが、然も春嶽の意見は、採用せられず、却て一橋慶喜等の事勿れ主義が行はれたことは、左記を以て分明だ。

生麥の變報、幕府に達するや、諸有司白書院入側に會して、大評定を開きたりしが、いづれも三郎を憎み居たれば、これ殊更に外人を斬つて、幕府を窘しめんとせしならんといふもの多く、目付服部歸一(常徳、後に筑前守と稱す)の如きは、速に兵を派して追撃せんとさへいへり、公(一橋慶喜)は徒に事を大にし、全國の騷亂を醸さんは不利益なるのみならず、三郎は既に西上の途を急

ぎつゝ、あれば、京都に於て下手人を差出すやう命ずべしと仰せらる。(徳川慶喜公傳)

とあり、而して春嶽の意見が採用せられずして、慶喜等の意見が行はれたることとは、

慶喜の意見行はる

公等は之を不可とし、遂に温和手段を採るに決したり(同上)。

因りて幕府は、薩藩の江戸家老島津登、留守居西筑右衛門を召し、下手人を出さしめんとすれども、命を奉せず、果ては従士どもは、行列を犯したる者を討果すは、古來の國風なり、強ひて差出せとならば、我等一同を差出さるべしと申張れば、此上取調ぶべきやうも無し、外夷服せず、軍艦を國許に派遣するが如きことあらば、國辱を招かざるやう穩に取扱ひ應接すべしと言へり(同上)。

斯くて春嶽は、其の意見の行はれざるを知り、此上は相談にも預らず、登城もせ

ずと、引籠り居たが、然も幕閣側では、百方慰諭して、兎も角も此の一件は、所謂  
穩和手段を執り行ふこととなつた。

〔九八〕 再び薩藩側の届書

下手人  
索届書

薩藩の人を喰つた届書に付ては、既記の通りだ（參照九五）。然るに幕府側では  
固より、岡野新助なる一足輕（此れも假人形かも知れない）の仕業とし、然も、行衛相  
知不申にて、泣寝入りになる可きものではなく、それぞれ吟味をした、然も薩人  
の眼中には、固より幕府は無かつた。左に掲ぐるは、閏八月二十五日附にて、薩藩  
江戸留守居西筑右衛門の名をもて、差出したる書附だ。此れは事件出來後、約一  
ヶ月の後のことだ。

島津三郎下向之節、於生麥供方足輕岡野新助異國人を切付、其儘何方え歟立

去候に付、外國人共より再應苦情申立候趣、御座候由にて、島津登並私被召呼、  
委細被仰渡候趣、具に旅中え申遣候處、猶又早速巨細手を分取調候得共、何分  
今以行衛相知不申候、併此者儀者、孰にも召捕指出候心得御座候間、暫時御猶  
豫被成置候様奉願候。

此れは固より當座の言ひ草だ。下手人は歴然として、島津久光の供頭であるで  
はない乎。

下手人  
尋當

右に付ては其餘携候者も可有之、精々取調可差出、且又右一件其場の次第相  
心得候者兩三人可差出旨御達有之、尤右之趣御精細度々御沙汰承知仕、其都  
度々々其筋役人共え細々申含、旅中え差遣候處、前文申上候通、精々取調候得  
共、何分勇壯の若者共數百人有之、行列え立障（携）候に付、新助右の通り取計候  
事にて、假令尋當候共、可差出筋無之。

此處にて漸く其の本音を吐き來る。此れにて下手人を發見せざるにあらず、發  
見しても、之を差出さざるなりとの意氣込が判知る。

無禮者打  
果意氣

行列へ無禮相働候者打果候は、古來よりの國風仕來候旨申立、其場の様子混雜中故、外に誰、箇様と見届候者も素より無之。

彌よ幕府に向つて、逆捻を喰はし來つた。

先供の内より差出候迪も、御請答難申上様にて、夫共被差出候事に候はば、我我一同被差出度杯申張罷在、騒立も可仕哉の形勢御座候得ば、此上取調可致様も無之。

薩藩覺悟

却て逆々に幕府を威嚇し來る。當時薩人の眼中、幕府無きもの、此に於て倍々分明だ。以上は所謂「勇壯の若者共數百人」の言前を藉り來りて、幕府側に痛棒を喫せしめたるもの。

就ては於公邊御程能、外夷共え被仰渡被下候ても承伏不仕、萬一國元え軍艦差向候様申出候共、外に致方も無之事に候間、薩州え渡來仕候は、皇國の御威光不相汚様、精々穩に取扱、應接致し候様可仕候間、右之趣可然被仰諭被下度段可申上旨、三郎申付越候、此段申上候、以上。

閏八月廿五日

松平修理大夫家來

西 筑右衛門

幕議結著

此れは前にも記したる通り「參照 九七」にて、此上は幕府も薩藩を征伐する以外には、手の著け様もなく、全く彼等の爲す儘に一任するの外は無かつたのだ。尙ほ此事に付て、當時將軍後見職であつた徳川慶喜が、後日譚に、

三郎は急いで上京する、こちらで評議をしても、今更仕方が無いから、彼方へ掛け合つて下手人を出させ、それを外國人の前で處刑する、償金は償金で出す、到底それより外に手段はないと云うことに結著した。此れは幕議の結著だ。

それで其時分は、掛け合へば、向ふで恐れ入つたと云うて出すだらうといふ考であつた。處が掛合つて見ると、供の中で誰がしたか分らぬから、是非出せといふなら、三(四)百人とか居つた供を残らず差出すから、宜しく願ふといつ

幕府無力

たやうなことなんで、それで此生麥一條は、大變六ヶ敷なつた。而して慶喜は更らに一步を進めて斯く語りてゐる。

此方に威力があれば、向ふから止まる譯になる。彼(島津三郎)の機嫌を損つては宜くないといふのが、此方の弱味だ。威力があれば、國へ歸らうと、京都へ歸らうと、一本手紙を遣れば、それで事は分る。後で掛け合ふと、誰がしたか分らぬ。出せといふなら、三百人残らず出させよう。然らばそれを出せと斯ふいはば宜いのだ。處がそれがいへない。その譯だから、どうも六ヶ敷い(徳川慶喜公傳附録)。

薩藩眼中  
幕府無し

全く此の通りだ。薩藩側では、江戸幕府の實力無きことを、十二分に見縊つてゐた。されば如何に幕府が彼是と察當を薩藩に加へんとするも、薩藩は幕府には頓著なく、只だ我自から我が做さんと欲する所を做すの意氣込であつた。それで英人が若し鹿兒島灣に軍艦を率ゐて來たならば、それも致方ない。皇國の威光に障らぬ様、精々穩に應接すると幕府には返答した。固より和戰兩様の覺悟

を持つてゐたには相違あるまい。

### 【九九】 外國奉行と英公使との對話 (一)

英國代理公使ニールは、前にも記したる通り、案外冷靜の態度もて、此の事變に處した(參照九一―九三)。而して彼と幕吏との應接は、幕府側の所記によれば、左の通りであつた。

文久二年戊八月廿三日於横濱外國奉行津田近江守、英公使シャルセタフへ  
ール對話。

津田氏挨拶

一 扱今般不慮之異變にて、大君にも御心配被遊候。其許にも嘸驚愕被致候事、有之べく、誠氣之毒之至に候。疵人は如何之様子に有之候哉。

右之儀は、昨夜以書翰御老中方え委細申上候儀に御座候。乍併猶御尋有之

候はゞ、只今一通り申上候ても宜敷候。  
挨拶は此の如くして始つた。

一 實に氣之毒之次第に候。政府にても甚御心配有之疵人之様子等、承知いたし度事に候。

此の間に對して、

被害者の

即死いたし候者(リチャードソン)は、疵所貳拾ヶ所も有之、落馬いたし候後、散々切きざみ候儀と存候。承り候得ば、駕籠に乘罷在候重立候もの、差圖いたし、咽喉を差通し、留めを爲致申候(此れは恐らくは海江田武次のことであらう)。壹人は腕を被切落候計に御座候。壹人は腹に三ヶ所疵有之候。壹人は婦人にて、右之異變に打驚、火急に馬に鞭打ち逃來候得共、夢中同様に御座候。此れは悉く事實を有の儘に答へたものと察せらる。

一 壹度ならず、二度三度、右様之儀有之、何共申様も無之、氣之毒之至に候。斯く云ふより言葉もあるまゝ。

加害者に

右は何者之所爲と被思召候哉。  
此の質問に對しては、

一 届之趣にては、薩州之一門、島津三郎之家來とも申、又は右家來之中に浪人紛れ居、右浪人之所業とも申候。

此れは如何にも曖昧なる申様だ。

御申聞之趣は、信用不仕、偽言と存候。決して浪人には無之、島津三郎之家來の中に相違無之と存候。

固より其の通りだ。

幕府取調の難

一 政府にても、島津之家來と御疑有之候間、其筋え御達有之候儀にて、殺害いたし候もの、島津之家來に候はゞ、直に取押調も出來可申と、其許にも可被存候得共、我國之法にて、土地人民共大名え御任せに相成居候處は、政府にて直に取調候儀には、參り兼候。薩州え御沙汰有之候得ば、薩州にて取調、政府え申上候儀に有之、十分に御處置行届候事に候。

如何にも手緩き話だ。此れでは英國公使も、承知は出来まらう。

下手人引渡請求

○ 外國人を殺害いたし候もの御引渡相成可申哉、承知仕度候。

一 政府より薩州へ御沙汰有之、殺傷人知れ次第、御所置有之候事に候。

然も薩州から其の下手人を届け出ざる時には如何に成す可き乎、問題は此處に存す。

○ 今般之儀は、長く御所置振を相待候儀は出来不申、先般東禪寺一條は、六十五六日目に御返翰有之、右様遅々致し候儀は不相成候。

六十五六日とは、如何にも悠長の所置振りだ。英國公使が、此の先例にて、引き延ばされては、困ることは、固より當然のこと。

一 和親之不破様いたし度、政府にて御心配有之、勿論差急ぎ取調方、種種御差圖有之候事に候。

幕府板挟み

幕府にて、差急ぎ取調べても、薩藩が其の命に獎順せざれば、とても手の著け様はない。従來の出来事は、何れも浪人であつたが、今度のは、正しく薩藩士であり、

特に島津久光の行列にて、東海道を推し行く際の出来事だ。東禪寺事件とは、固より同日の論ではない。然も幕府の對手は、かねてよりの苦手である薩藩だ。されば幕府は此の事件に就ては、全く板挟みの姿となつた。惟ふに英人から幕府の能く成すなきを見縊られたのは、此の一件が、重なる其の原因をなしたるものであらう。

### 11007 外國奉行と英公使との對話 (二)

英公使の平穩處置

英國代理公使は更らに、左の如く陳述した。

一 昨日(八月二十二日)異變之節軍艦之者共、右亂妨いたし候ものを打果申度と、多人數上陸人心動搖いたし候得共、左様致し候ては甚不穩に候間、私差留、平穩にいたし候。

此れは事實だ。

右は殺害いたし候ものは、鳥津之家來と知れ居候間、政府之當然之御所置有之候儀と存候、右之儀にても、私方にて無事平穩に致候意は、御分り相成候儀と存候、此儀に付、御手前様と私と御談判致し候儀も無益に御座候間、長談は不仕候。

如何にも尤なる申口だ。

委細は御老中方へ以書翰申上候儀に御座候、唯今願置候殺傷人知れ候はば取押、私方え御示し有之候様奉願候。

此れも尤のこと。

猶又一事申上候、條約にも有之候十里四方遊歩之地は、何地に不限番卒御差出有之、非常之節亂妨人取押方行届候様いたし度、四五千之兵卒有之候は、行届可申、左も無之ては、條約通り十里四方遊歩は勿論、所用有之候ても、通行出來不申、外國人更に安心之場合無之様相成可申候。

遊歩地警戒の事

○

四五千の兵卒も、聊か仰山であるが、斯く申込まれても、幕府側では、返答に困つたであらう。

一 横濱之出口ノに候哉、十里四方之界に候哉、

外國奉行としては、斯く質問する他はあるまい。

條約に有之候十里四方に御座候、何處へ浪人潜居いたし候哉、私方にては、更に存不申候、日本にて御處置無之候ては、不相成筋に候、右十里四方遊歩致し候儀は、素より勝手次第之儀にて、右を差留候儀は、出來不申候。

隨分立ち入りたる注文だ。

即決の難

一 十里四方警衛之儀は、多人數に無之候ては行届不申、乍併此儀此序にて取極候儀には、參り兼候間、拙者歸府之上、御老中方え申上候様可致候。

外國奉行としては、斯く返答の外はあるまい。

勅使大原左衛門督通行之儀に付、御書翰にて御達有之候處、今日（八月廿三日）通行之儀は見合に相成候、病氣にも可有之哉、品川驛に止宿被致候、右に付今

大原旅程變更



日より品川驛之外は、外國人遊歩差支無之候。

此れは大原通行の際は、外國人に通行差留を申達し置きたるが、同人品川驛に止宿したるが故に、品川驛を除くの外は、差支なしと云ふのだ。大原が品川に止宿して前進しなかつた理由は、固より生麥事件の騒ぎの爲めであつたに相違あるまい。

一週間外  
遊歩差  
留人

七日之間、自國(英國)人民遊歩差留置候間、右七日之中に、番卒御用意有之候様仕度候。今日通行差許、日を替て、他日尙又差留候儀は出來不申候。

此れは英國代理公使の申分だ。一週間は辛抱するから、一週間の後には、番卒を配置せよとのことだ。

一 今日差支無之候得共、猶通行之節は、申入候様可致候間、其節は、暫時被差留候様いたし度、此段頼置候。

此れは大原通行に就てのこと。

警衛之兵は肝要之儀に候間、御歸府之上御申上可被下候。

此れは外國奉行に、老中へ申請せよとのこと。

一 公使にも定て驚愕被致候儀と存候。

此れは外國奉行から公使への挨拶だ。以下二項は既掲の通りだ(參照 九四)。

島津通行  
無像告の  
非難

島津三郎通行之節、何故私方へ爲御知無之哉。

此れは尤の詰問だ。大原の通行には、注意を與へて、島津の通行には、注意を與へなかつたのは、全く幕吏の手落と云はねばならぬ。

一 其儀は是迄諸大名東海道筋通行いたし候節、何之差支も無之候間、別段達も不致候得共、以來之處は、相達候様にも相成可申候。事過ぎては致方無し。

京家之方、通行之節は御達有之、何故島津は御達無之哉。

此れは確かに手答へある詰問だ。

幕吏返事  
一 勅使は高貴之方に有之候間、通行之節相達候得共、大名は政府え屬し候者の儀に付、別段達不申候。

此れでは返答にはならぬ。

薩州之藩、惡黨夥敷儀は、兼て承知いたし居候。京都之方は、都て薩州之方より宜可有之と存候。

此れ程英國代理公使が、者般の事情を熟知してゐたなら、何故彼は自發的に、自國人の運動を差留めなかつた乎、外國奉行は此處迄切り込まれつゝ、看す看す逆襲の機を取り逃すとは何事ぞ。

佛人の薩人襲撃

一 昨夜薩摩之家來馬にて通行いたし候處、佛國人之内、鐵砲を打懸候得ば、落馬いたし候由、其筋より申聞、落馬いたし候者、天水桶之蔭に潜み逃去候由、右は其許え關係いたし候儀は無之候得共、爲念此噂いたし置候。

此れも小事件だ。  
薩藩刀を抜候故、グウェール(銃)にて突落し候由承り候、右様之者は、百人落命いたし候とも、聊子細無之と私は存候。  
隨分思ひ切つたる口上だ。

一 神奈川奉行支配向も、鐵砲にて傷受候由、承知いたし候。此れも小事件だ。

右等之間違は、品々可有之、追々御引合いたし候ても宜候。此れは公使の返答だ。

急速番卒配置請求

一 公使被申立候、武ヶ條は、歸府之上、政府え可申立候。  
二ヶ條とは、一は下手人引渡の件、他は十里の境界に番卒配置の件。  
七日の中に、警衛之番卒、御用意有之候様可被成候。右は一時之事に無之、向後十里四方え十分に御差出置被下べく候。  
隨分無理なる注文だ。

遷延を斷る

一 政府え申上、何れ挨拶可有之候。  
東禪寺一條も今以纏り候儀は無之、尙又今般之異變有之候間、其邊厚御差含御所置無之候ては、不相成儀に御座候。彼方五十人にて罷出候は、警衛人數は、百人と申様に無之候ては、不相成候。一兩日中に、私出府いたし、御老

中方え申上候次第有之候。

此れに就て、外國奉行は、

一 承知いたし候。

以上の對話を通讀すれば、英國代理公使も、對手が外國奉行であつたから、重要な問題には觸れなかつたのであらうが、事件勿々の際としては、如何にも落付拂つてゐる様に思はるゝ。此れだけが彼には取柄であつたかも知れない。

【101】 外國奉行と佛公使との對話(一)

尙ほ外國奉行津田正路(近江守)は佛國公使ベレクルと、八月廿三日、横濱に於て、左の通りの意見を交換した。

津田挨拶

一 一昨日(文久二年八月廿一日)は不慮之事出来、拙者共始驚愕之至、其許於

おんんん

〇

佛使挨拶

ては心配不少儀と存候。  
此れが外國奉行の挨拶だ。

大君にも御心配之儀と、御察申上候、尤右様之儀、度々出来付ては、御防方御所置無之候半では、御氣之毒之至に存候。

元來佛公使は英代理公使に比すれば、頗る強硬の意見を有し、英代理公使の優柔不斷を齒痒く思うたる一人であつた。然るにその當人が外國奉行に對する口吻は、別段喧嘩腰でもなく、却て大人らしく出掛けたのは、流石に掛引を專務とする外交官のことだ。

一 佛人は別條無之、珍重に存候。  
之に對して、

佛人は其災に罹り不申候得共、敢て誰彼之差別無之、只々外國人を目指し候様存候。

此れは如何にも其通りだ。日本人の眼中には、別段その差別は無かつた。唯だ異

人あるのみだ。

一 素より被申候通り之事にて、銘々之運により候儀にて、佛人不運に候得ば、則其害に罹り可申候。

運ばかりではない、外人自から求むる所もあつた。

傷者手當の事

右様之變事有之候節は、護卒始め、人氣立候間、高官之者は、専ら取鎮方所置致し罷在候。變事之節は、一人は即死、一人は落馬いたし居、未だ命脈有之候處、日本人方にては、更に差構不申、外國人方にて盡く取始末致し候事にて、不都合之儀に有之候。

此れは彼方としては尤の非難だけれども當時の日本では、一同之を痛快として喝采してゐたのだ。

加害者急遽逮捕の事

一 右は廻り方役人之者、間に合不申内に、其方にて取片付候事にて、敢て差構不申譯には無之候、只今英國公使へも申入置候殺害人は、種々風聞も有之、島津三郎之家士に可有之趣に候得共、いまだ名前等も不相分候間、何分難取

押、且其許等外見被致候得ば、直様捕得可申様可被思取候得共、日本之習風にて、左様には難出來、先づ政府より同家え申達し候上、同家にて穿鑿致し、差出候手續に有之候間、左様心得被置度、何れにも右罪人は捕得候積りに有之候。如何にも生温るき返答だ、然も此れ以上は、當時の外國奉行では云ふことが出來なかつた、而して此の口上さへも、その實行は覺束なかつた。

島津之大守は、此節在府に候哉。

此の間に對して、

一 在國に候得共、江戸表にも屋敷有之、重役之者も在府致居候間、右之者え相達し候得ば、速に相通じ可申候。

通じても行はねば致し方なし。

素より島津三郎の家來と申儀は承知致し居候、同人儀只今何れの宿驛に旅宿罷在候哉、不存候得共、跡より追駈け同人家來之内穿鑿致し取押候儀は、只今仰之趣にては難出來候哉。

薩士穿鑿取押へ要

外人としては尤の質問だ。

一 左様には候得共、多人數供連之中、面體も不相分、姓名も相知不申候間、穿鑿いたし候譯には難相成候。  
如何にもアヤフヤの返事だ。然も當時の外國奉行では、此れ以上の返事は出来なかつた。

家來之致し候惡事は、何れにも其主人之落度に付、引受申譯不仕候ては難相成事に付、惣人數取押相糺し候儀は出来不申候哉。

此れも尤の質問だ。

一 何分被申候通には難相成候。

所謂る爲さざるにあらざ、能はざるなりだ。幕府の微力では、暴行の薩士を取押へることさへ不可能であつた。

左様に候はゞ、一事相伺候十里規程中、佛人等遊歩之節、多人數に無之、兩三人一昨日の如き亂妨相働き候者有之候節も、取押候儀は難出来候哉。

亂暴人取押の事

いんやうれん  
取押さるる  
つよ

斯く切り込まれては、外國奉行は、

一 右は其時宜により候事にて、拙者共といへども、其場に差掛り候得ば、取押候事にて、一昨日の如きは、多人數にて、混雜致し、且其場に不相係、双方物別れと相成候儀にて、何分取押候事難出来候。

と返答する外は無かつた。

### 【1011】 外國奉行と佛公使との對話 (二)

加害者の人品

佛國公使は、更らに左の如く突き込んだ。

リチャードソンと申者え切掛候者は、三郎の駕籠脇之者にて、餘り下賤之者とは、不被存候。其邊御糺し有之候はゞ、分明可相成候。

而して尙ほ一步を進めて、

加害者の人品

右英國人を取圍候儀は、下賤の者の致し候には無之、重立申候者の命と存候。

と云ひ進んで、

遊歩地安  
全難

只今仰之趣にては、日本之習風にて、此程之如き亂妨人といへども、大名之家來は、直様取押候儀は難相成、其主家え御達し有之、其上主家にて捕押方致し可申との儀にては、十里規程内といへ共、外國人共安心致し、遊歩致し候儀は難相成候。

如何にも齒痒く感じたものであらう。然るに外國奉行は、

一 右之儀に付、英國公使申立候儀も有之候に付、政府え申立、何と歎評議いたし可申候。

此れは例の外國人遊程十里の境界へ護衛兵配置の一件だ。

素より日本政府に於て、外國人の生命御請合無之上は、此方の護卒を以て、彌嚴重に警衛爲致候より外無之候。

外人自衛  
申出

英公使は日本の護衛兵を云ひ、佛公使は自國の護衛兵を云ふが、何にしても現在の情態に不満足の點は一致してゐる。

其の謝絶

一 何れにも政府え申立、警衛尙嚴重に可取計候間、右様之儀は、兎角人心に差響、不宜候間、先被見合候様いたし度候。

乃ち人心を激昂せしむるから、外人が自から護卒もて警衛すること丈は、見合せて呉れとの言だ。此れは勿論のこと。

右警衛之儀は、政府え御申立有之、御所置相立候後、ミニストルえ被仰遣候様仕度候。

私(佛公使)心附候丈之儀申上候政府於て外國人を保護被成候御存寄有之候は、尙此方勘辨之處、委細御相談可申上候。

對話は此れより一轉する。

一 心附かれ候丈之儀は被申立候様いたし度候。

此れに對して、佛公使は曰く、

使臣注意の事

是迄佛人には右様之害に罹り候者無之、右は全くミニストルの取計一つに出候事にて、其職に不肖儀と存候。條約取結候上は、和親之儀第一に有之候。右様之儀出來候得ば、自然和親之兩字に差響候儀に付、精々意を用ひ候事に有之候。尤此後警衛之儀に付、ケ様々々に可取計旨御申越有之候は、双方不都合無之様御相談可仕候。

此れは佛公使が、佛人に於て、殺傷事件無きは、必竟自からの注意の致す所と先づ一通り恩を被せつゝ、而して後そろゝゝ其意見を持ち出したものだ。

一 至極尤之事にて、右之趣委細事務執政え申立べく、相談被致候事も可有之存候。

之に對して、佛公使は曰く、

警衛向御相談之廉有之候は、御書送有之度、私心附候丈は可申立候。外國人共安心致し候様、警衛向御取計有之候儀、當今之第一儀に有之候。

開港後數度殺害差起候に付、外國人共之人氣騒立、役人にては拔掛け申間

外人の不注意

敷哉杯懸念致し候に付、自然不穩事にて、且御國人も、外國人に對し候節、刀に手を掛け候様之儀、無之様取計方專一に有之候。

此れは外國人から云へば、尤の申分であるが、此方からも申分が無いでも無い。第一は日本の風俗習慣を知り、且つ之を敬重する事だ。生麥事件の如きも、若し大名の行列に差し向ひ、乗り打をせざれば、如何に外國人の血に渴したる薩摩武士でも、致し方はあるまい。云はゞ、此方も此方だが、彼方も彼方だ。五分〇とまでは行かぬにせよ、四分六分の兼ね合ひである。第二は日本人に對して、餘りに優越的態度をとらぬ事だ。昔から其國に入れば、先づ其國の風に從へとある。然るに其の國風を無視して、強ひて自國の流儀を強制的に押し透さんとするに於ては、固より衝突は免れない。況んや攘夷熱の方さに高潮したる時節に於てをやだ。

【1037】 外國奉行と佛公使との對話 (三)

大原旅程  
變更に就

津田正路——近江守、外國奉行——は、尙ほ大原勅使通行に付、左の如く語つた、  
一 大原左衛門督、今日——文久二年八月廿三日——神奈川驛通行之積り  
有之候處、昨日品川驛へ滞留、江戸え立戻り候歟、又は歸京相成候哉、不相分候  
得共、本日神奈川驛は通行不致候間、外國人出行致し候て不苦候。

佛公使は曰く、

承知仕候、此後御同人歸京之節は、矢張東海道に候哉。

津田外國奉行、

一 多分は東海道に可有之候。

此に於て佛公使は、

御同人通行之節も、三郎(島津久光)の如く、供連多人數にて惡徒も雜り居候  
哉。

津田曰く、

一 供連多人數には可有之候得共、右様之者は有之間敷候。

尙ほ佛公使は一步を進めて、

外國商人  
保護の事

ミニストル出行致し候節は、護卒共召連候間、一昨日の如き變に出合候共、  
防ぎ方は有之候得共、商人は左様參り兼候間、今日は御同人(大原勅使)通行  
相延候共、其他惡徒共通行致し不申とも不限候間、商人等出行致候共、危き  
事無之との趣、御請合有之候哉。

此に於て津田は、

一 先左様之儀は無之事と存候。

と答へた。

商人共に觸示し候事に付、睨と致し候御挨拶承知致し度候。

斯くだめを推した。

一 禍に罹り候事は、自分共(外國奉行等自らのこと)の身上といへども、計ら



れざる事には候得共、先外國人え對し、亂妨相働き候者は有之間敷存候得共、隨分心を被用候様、致し度候。

先づ此位の受合ひ以上は出來ない相談であらう。

海道取締  
要求

東海道邊御取締行届居候哉相伺度。既に一昨日禍に罹り候者共は、劍銃等も携へ不申候間、右様不覺を取り候事に候間、出行之節は、五發銃等所持いたし不申候ては、不相成候に付、相伺候事に有之候。

自衛の爲めとあらば、致方あるまい。されど浪士との立合では、とても外人は敵し難し。

外人出行  
見合要求

一 何も心掛之儀は無之候得共、當節之處は、餘り遊歩には出行不致様、被取計度、何れ夫々政府にて取締向も可有之間、夫迄之處は、被見合候様致し度、且其方にも懸念之儀と存候。

此れが上分別かも知れない。

外人自警  
を主張

御沙汰之趣、至極御尤には候得共、條約に遊歩規程も有之候に付、懸念には

候得共、差止候事は難相成候間、出行之節は、劍銃等相携、自分警衛致し候より外無之候。一事申上候。

川崎神奈  
川間警衛  
要求

目印有之候警衛之役人、神奈川、川崎之兩間に不絶騎馬にて見廻り居候はば、外國人共は安心致し可申、只今申上候目印有之候は、間違は出來申間敷存候。

佛人日本  
人射撃の  
件

一 昨日運上所之役人之中、銃劍を蒙り候者有之候。尤右疵所見受候處、僅には有之候得共、氣之毒之事に有之候。右は自國(佛人)護卒之者、變事有之候場所え罷越、人氣荒立候節故、見認違ひ打發候事にて全く過誤に有之候。其節私も跡より罷越、相制し候得共、行届不申、右様之次第に至り、心配仕候。

佛國公使は、甘く手前の過誤を辯釋し去つた。

一 過誤に有之候得ば、致し方無之候。創傷も輕き趣に付、安心いたし候。

斯く返答の外はあるまい。外人の狼狽想ふ可しだ。

運上所之役人に、右様之儀出來、御氣之毒之至り存候。素より混雜中之事に

役人目印  
の要

て有之候得共、目印有之候はゞ、右様之手違は有之間敷存候。

其外に一人馬上にて罷越候者有之、刀を抜候に付、鐵砲打掛候所、落馬いたし候得共、其儘何方へ歟、逃去申候。

津田は之に就て、

一 右は三郎之家來のよし傳承いたし候。

と云ひ、公使は、

左様に候哉も難計候。

と答へてゐる。

關門閉鎖の故

惟ふに島津行列の經過と、外人の逸り男等が、生麥急變を聞いて、駈けつけたる際は、間髪を容れざるもの、若し横濱の關所の番人が、故らに其の關門通行の時を延滞せしめなかつたならば、或は更らに大事を惹起したるも、知る可からずであつた。

外人取鎖依頼

一 變事に付ては、其許にも騒がれ候事に可有之、氣之毒に存候、其許には、久

久在留、此方の事情も心得被居候間、此後外國人共騒立不申様、取鎖方被取計度候。

此れは外國奉行として相當の挨拶だ、全く外人も狼狽してゐた。

私も明日之處は治定不致候得共、一兩日中には出府之心得に有之候、いつ頃左衛門督殿(大原勅使)は通行被致候哉。

一 江戸表え立戻候哉、又は明日頃通行可致哉、相知れ不申候間、相分り次第、爲相知可申候。

承知仕候。

此の如くして津田外國奉行と、佛公使ベレクルとの對話は了つた。

### 第十八章 大原島津の歸京復命

#### 【一〇四】 大原、島津の歸京

松方急行  
歸國

扱も生麥にて、外人殺傷の事件を惹起したる島津も、當夜——八月二十一日夜は横濱附近の程ヶ谷驛に一泊し、翌二十二日朝程ヶ谷驛を發し、八月二十  
六日府中(靜岡)に到るや、幕府からの急報に接し、或は英艦直ちに鹿兒島に向ふ  
かも知れぬとのことにて、その變を當主茂久(忠義)に報ず可く、松方助左衛門(正  
義)を急派した。松方は急行大阪に至り、海路薩州阿久根に著、閏八月二十八日、陸  
路鹿兒島に至り、當主に之を傳へた。而して久光は、途中恙なく、閏八月七日入洛  
した。

薩州武威  
喧傳

生麥事件は、幕府には飛んでもなき迷惑を及ぼしたが、世間では薩州の武威を  
喧傳し、島津久光の威名をして、愈よ赫々たらしめた。乃ち勸修寺宮(山階宮晃親

王が、

薩州老将髮衝冠。

天子百官免危難。

英氣凜々生麥役。

海邊十里月光寒。

の一首を詠せられたるは、正しく當時の輿情の悉くとは云はぬが、その一半を道破したものだ。

大原江戸

勅使大原重徳は、島津久光に一日後れ、八月二十二日江戸を發したが、生麥事件の爲めに、品川驛に逗留することとなつた。その顛末は、當人の書狀が能く之を語りてゐる。

幕府大原

引返要求  
〔上略〕昨廿二日發足仕、品川驛著仕候處へ、乗切にて永井主水正(尙志)來り、昨日薩三郎足輕、金川驛にて、英人三人一人即死二人手負右之始末にて、夷人共大に立腹、何歟と騷居候故、逆も通行難致、於幕府甚心配候故、何分一先傳奏屋敷へ引返し候事相成間敷哉、勅使通行若無禮出來候ては、奉對朝廷恐入候旨、段々申聞候。

此れは幕府としても、餘儀なきこと、然も生麥に前日午後三時ごろに突發した事件が、翌日大原の江戸發足以前に知れなかつたとは、餘りに今日から見れば、緩慢の様だが、當時に於ては、それも致し方が無かつたのであらう。固より幕府の要路には、知れてゐたであらうが、大原の出立を止むる迄には及ばなかつたもの歟。

大原品川

逗留  
三四日相立候はゞ、事情も相分り、相治り可申、何分昨日の今日、何共難相分由、一先引返し候はゞ、重疊安心之旨に付、一日も早く歸京いたし度存意に付、左候はゞ、中山道歸京可致旨相答候處、家僕共、右にては、公武之御威光を損じ、後日有志之謗如何可有之種々申談論判如沸に候。段々申出候に付、全無理にても無之、不得止事、更に以使及掛合候處、程能聞込に相成、最早及暮候故、猶明朝永井來り呉れ候様頼候へば、承知にて、其夜は品川驛に滞在いたし候。此夜中種種論談有之、大きによはり申候。即今朝永井來り及談合、則登城にて夫々可申入候。御談之通りにて、御差支も無之候はゞ、愈明朝從當驛發足可致、若何ぞ差支

候は、更に可來と約定いたし立歸り、申頃(午後四時)一向差支無之候間、愈明朝可致出立と之事に候。

大體夷人も治り候由、定守衛之外に、別段六七十人程差出し、又別處別處へ五人三四人づゝ差出し可申と之事故、可致安心と之事也。

右故愈明廿四日曉天發足可仕覺悟に候。此度は段々延日故、道中十三ノ四日之積りにて、來月六日京著の積りに候。

此れは八月二十三日附、品川驛發、在京の中山大納言(忠能)、三條大納言(正親町三條實愛)兩人に當てたる書翰だ。此れで品川滞在の模様が判知る。

長藩兵の  
大原見送

尙ほ大原歸京に付ては、幕府は勿論であるが、長藩に於ても波多野金吾(廣澤兵助)をして、壯士二十四人を率ゐて見送らしめ、大原勅使が辭退したるに拘らず、二十四日は藤澤驛なる大原の旅館の後に宿し、二十五日の朝互ひに別れたと云ふ。然も島津久光に三日後れて出立したる大原は、豫定の如く閏八月六日、即ち一日前に到着した。

長州兵大原氏を見送る

二十一日世子(毛利定廣)松平春嶽を其常盤橋の邸に訪ふ。同日島津三郎歸途に上る。途生麥村を過るに際し、其從士英國人を斫り、蜚語紛々たり。翌二十二日勅使駕を發し途にして其變を聞き品川驛に駐す。二十三日世子小幡彦七をして勅使の旅館に候せしめ、又波多野金吾(廣澤兵助)に命じ、壯士二十四人を率ゐ途次の護衛に供せんとす。大原卿其厚意を謝し、且つ曰く、諸藩士を以て護衛に供するときは幕府の嫌疑を免れず、因て既に薩藩の請を辭す。貴藩にも辭せざることを得ずと。金吾強て請ふ。允されず。金吾等已むことを得ず、陽に藩祖鎌倉の荳を拜すと稱し、陰に之れに従行す。二十四日曉勅使の發するや、金吾等鮫洲の路傍に候し、儀衛の過るを待ち、相距ること十數間にして路の左側を偏行し、申牌藤澤驛に達し勅使の館後に宿す。即夜大原卿人をして之を勞ひ、壯士等に賜ふに酒(二樽)、肴(代金三百疋)を以てす。金吾旅館に赴き其忝きを謝す。卿其多事にして延見すること能はざるを謝す。二十五日朝金吾又旅館に候す。卿謝して曰く、一書を裁し將に世子に謝せんとするも、會々京都に往復するの事ありて其間を得ず、幸に厚く我意を致せと。既にして卿の駕發するや、壯士等路傍に跪きて之れを拜す。暗に別れを告るなり。卿亦駕を下り親く謝辭を述べ

【一〇五】 大原、島津兩人の復命

大原歸京  
參内

大原重徳は、閏八月六日歸京の上、直に參内、御小座敷に於て、謁見仰せ付けられ、復命して、御満足の御沙汰を被つた。

主上御申  
渡

閏八月六日、大原左衛門督殿歸京致さるゝ。御言傳に大樹公より御掛物、和宮様より御硯上られ候。御しなは御跡よりまはされ候由なり。(長橋局記)  
とあり、而して大原は勅使として、東下に就き、五月九日左衛門督に任せられたが、歸京の後、其功を賞せられ、閏八月十四日には、直衣を著するを聽された。  
今度以勅使被仰諭候に付、一橋刑部卿再出後見、越前前中將政事總裁職等之

儀、大樹御請被申上、兩人日々登城、政事更革之儀、盡力相勤候旨、勅使歸京言上有之候。近代於幕府、不都合之事共、深恐懼之由、自今專奉遵勅意、心力誠精を盡し、公武御一和、上下一致、萬民安堵候様、處置有之、可奉安宸襟、刑部卿始、閣老周旋之旨言上候。舊來之流弊、即今急速には新政難行次第も有之旨、猶被廻叡慮候得共、前條復正議、朝命を尊崇之志情奮起之趣候間、御猶豫處置方、御考察可被爲在候事。

久光近衛  
氏を訪ふ

此れは閏八月十四日附にて、勅使復命に付き、叡慮の次第を、禁裡一般に申渡されたものだ(非藏人日記)。此れにて御満足の程度如何は、拜察せらるゝ。  
扱又た島津久光は、閏八月七日入京したが、旅装のまま、直ちに近衛邸を訪ひ、忠烈、忠房父子に面會した。大久保利通日記に曰く、

御旅装之儘、陽明家へ御參殿、御控席へ御通り、無程於御書院御父子様へ御對顔、一應御引入にて、議奏衆へ御對顔、御用談被爲在候。

一 明後九日御用之儀、被爲在候間、御參内有之候様、議奏衆より被爲蒙御内

勅候。

一 暮時分御退散、錦町邸之様、御歸館被爲在候。

久光入京  
威容

而して彼が入京は、宛も凱旋將軍の如き有様であつたことは、

一 今日御道筋、三條通、寺町通、今出川、中立賣御門御入、陽明家表御門より御入被遊候、御行列拜見之貴賤老若夥敷、よふ／＼御輿御通行被爲調候位に候。殊に御所邊は、輕き官女の類ひ迄、拜見に相見得、御跡乘にて候處、實に恐多とも何とも言語に難盡、夢中之心持にて候。

久光參内

とあれば、其の盛況想ふ可しだ。斯くて鳥津久光は、閏八月九日もて、愈よ參内、天顔を拜した。

閏八月九日さつま松平修理大夫ふん家鳥津三郎事、此度關東へ大原左衛門督殿勅使たてられ、其せつ付添、關東へ參り仰たてられの御个條も御請にも成、右に付、今日參内の所、無位無官の人ゆへ、小御所にて御對面と申様な御次第にても御座無候ゆへ、奏者所へ參、御玄關より參、内殿西ひさしへとをり、其

節上段へ御引、直衣めされ、御すいれん(垂簾)にて、御すき御覽あらせられ候。關白様、議奏しゆ、傳奏しゆも、まはられ候、眞の御太刀兼廣をたまはり候。りんこ(臨期)に御菓子御茶もたまはり候なり。近衛様より御傳獻にて、御太刀馬代黃金五枚進上。(長橋局記)

大久保日記の記事

尙ほ大久保日記には、當日の模様を、左の通りに掲げてある。

閏八月九日

一 五つ半時(午前九時)御供揃にて、御地廻御行列にて、御參殿(近衛邸)、御控席へ御通り。

一 青蓮院宮様(尊融親王)、三條少將様(實美)も御參殿。

一 御父子様(忠熙、忠房)へ御對顔、終て宮様三條様御對顔被爲在候。

一 八つ時(午後二時)於御控席、御料理被下候。

一 申刻頃(午後四時)關白様(忠熙)より御拜領之御直垂御召替被爲在御參内、御臺所御門より御入、奏者所御玄關より御上り、御輿寄所へ御控、御取次、虫鹿

久光參殿  
狀況

織部正案内、傳奏衆坊城宰相(克俊)え御逢、又々御控所へ御引入、直に虫鹿案内にて傳奏え引合せ、傳奏案内にて、長橋局御縁坐敷え御著坐、上段え出御、議奏三卿中山大納言様、正親町三條大納言様、野々宮宰相様、傳奏坊城大納言様御席詰にて、關東形行御尋、遂言上、議奏衆より、被爲經奏聞、此間(しばらく)御引入、又々御出、被爲經奏聞候處、叡威不淺思食候と之、不容易被爲被褒勅御劍一振(中山様御取次)御拜領被遊、於御控所御茶菓子御頂戴被爲在候。

此れにて島津久光參内の模様が、尤も詳悉してゐる。

申下刻(午後五時)又々陽明殿之様御退散、御控所へ御通り、御湯漬御頂戴、則御父子様へ御對顔、四つ時(午後十時)錦御邸へ御歸館被爲在候。

久光門行  
面々

尙ほ久光隨行の面々に付ては、

- 一 御臺所御門より内用人兩人、近侍八人、草履取一人之外、御供不相成候。
- 一 用人之場に小松家帶刀、中山次右衛門、近侍中山中左衛門、拙者(大久保利通)、谷村小吉、木藤角太夫、御供目附兩人、奈良原喜左衛門、海江田武次、奥小姓

相良量右衛門、近侍之場本田彌右衛門、御履上げ吉井中助。

- 一 御太刀中山中左衛門持之、御定差御腰物袋入にて拙者持之。
- 一 御冠り關白様(近衛忠熙)御持合の御品御頂戴。
- 一 御履左大將様(近衛忠房)御持合之御品御頂戴。

島津久光は、宛も花聲の如く、近衛家から支度を整へて、參内したことが、上記にて分明だ。

朝廷の久  
光優遇

元來近衛家の周旋の結果であらうか、朝廷にては、去る七月既に左の通りの事を仰せ出された程であつた。即ち中山忠能から、七月廿三日附にて、在江戸の大原勅使への書翰中に、

三郎儀叡慮にて、薩州嫡家々督相繼、並從四位上中將御推任叙被仰出候。右に付委細は近衛家諸大夫進藤式部權少輔廿七日出立にて出府、尊公へ可被申入候。右に付藤井良節も同伴、下向候。委細兩人へも御聞取、程能御取計可給候とある通りであつたが、それは既記の通りに(參照七〇一七二)種々の障礙にて、



實行せられなかつた。然も彼は歸京の上、無位無官の身にして、上記の如き光寵に浴したからには、亦た以て在府中の鬱胸を霽す所があつたらうと察せらるる。

【一〇六】 復命後、島津久光意見書を呈す (一)

薩長の一  
正一反

當時幕府側では、薩藩に對して、頗る不快を感じ、島津久光其人に就ても、幕府要人等は、釋然たらざるものがあつたに拘らず、島津久光其人は、寧ろ對幕の上には、激派でなく、穩派であつた。而して未だ必らずしも、互ひに申し合せた譯では無かつたが、薩と長とは一正一反、互ひに其の立場を交換しつゝあつた。當初長井雅樂周旋の際は、長は開國的公武合體にて、寧ろ幕府の肩を持つ如き傾向があり、幕府を差し措いて、大名が朝廷と直接交渉するは、紀綱を紊すものとして、

長藩の激  
派の投

暗に島津久光の上京周旋に當て附けたる如き建白を幕府に呈したる程であつた。

然るに伏見事件の際には、却て長藩の在京要人等は、激派に聲援し、而して一旦其の方向を轉換し、攘夷一點張りにて、朝旨奉戴、公武周旋の旗幟を翻へすや、長藩は却て所謂の激徒なる民間の志士と相ひ接近し、寧ろ島津久光等の穩當なる態度をもて、煮え切らないものと做し、飽迄急激派と事を共にせんとするものゝ如くであつた。

京都雰圍  
氣の變化

而して實際問題としても、長は將軍の上洛を第一要件とし、薩——島津久光——は、それよりも越前春嶽の上洛を必須として、兩者大いに緩急の意見を殊にした。而して島津久光は、其の歸京復命するや、京都の雰圍氣が其の意想通りでないことを看取し、取り敢へず、左の意見書を、議奏、傳奏の兩職に向つて、參内の當日——閏八月九日——上呈した。

久光上書

一 此節上京仕關東之次第、尊卿方迄、委細言上仕候處、出格之叡慮を以、參内

可被仰付旨、承知仕、微賤之身、實に恐多奉存、再三固辭仕候得共、是非御受申上候様、尊卿方より達而被仰聞候に付、不得止事御受申上、參内仕候處、尊卿方を以、關東之趣、逐一御尋問被爲在、殊に重き御品迄も拜領被仰付、誠に以武門之面目恐入難、有仕合、毫端に難述次第に御座候、此上者愈以不肖之身に及候程者、盡力仕心底に御座候。

以上は其の殊恩に付ての言。

朝議確立の要

就而乍恐當時之朝議粗奉承知候得者、諸國之大名等、公武之御爲周旋之儀、相願候者共えは、皆御内命被仰付候由、天下之人心を不被爲失様との御評議にて、御尤之御事とは奉存候得共、今般關東え勅使被差下、私にも下向被仰付、一橋、越前致登庸、大政變、革有之候様、被仰下候處、初者六ヶ敷模様、に御座候得共、遂に御受相成、恐悅之御事奉存候、此上者朝議確乎として不被動、匹夫之激論一切御採用不被在、關東之處置、靜に御觀察被遊度御事と奉存候。

此れは必らずしも長藩へ當て付たものではあるまいが、一口に云へば、公武合

激派京都集合

體の仕事は、既に自分達によりて、其の端緒は出來たから、此上は徐ろに其の仕上げを待つ可しとの意味だ、従つて長藩が激徒等と表裏して、彼是と周旋するをば、苦々しく思うてゐるかの如く察せられないこともない。

當時京都の有様は、頗る險はしくなりつゝ、あつた伏見事件にて、一旦は浪人は屏息した様ではあつたが、やがては全國から有志の徒は、期せずして京都を中心として集合し、然も其有志の本部、若しくは問屋とも云ふ可きは、長藩であつた。長藩は自から一方には急激なる公家、他方には急激なる浪人の連鎖となりて、民間から朝廷、朝廷から民間へ、その人氣を鼓動するの蓄電所たるかの如き趣が無いでも無かつた。

久光憂慮

此の現状を目撃せる島津久光は、折角自分達が、三個月以上の骨折もて、公武合體の輪郭が出來上りたるに、これを今更ら打破せられては、天下の事未だ知る可からずとして、斯くは忠告書を議奏、傳奏の兩職に上りたるものであらう、同人の立場としては、是れ亦た已む可からざるものと云はねばならぬ。

久光 參朝

閏八月九日公將に參朝せんとし、先づ近衛邸に候す。關白烏帽子直垂を授く。公朝に造り、太刀一口、馬代大判金五枚を献す。御座に於て關白に調し、使事を復命す。傳奏入て之を奏す。公退く。少間上御座に臨み給ふ。公入拜す。上親ら褒詞を降し、御劍、肥前兼廣所製一口を賜ふ。中山大納言御劍を捧げて公に授く。又別室に於て茶菓を賜ふ。公未曾有の殊遇を辱くし、感泣して退き、再び近衛邸に候して特恩を謝し、又書を以て之を關東に謝す。

是時に當り諸藩人を京師に遣し、時事を探刺せしむ。過激浮浪の徒亦雲集し、公卿の門に入らず、公之を聞き、爲に關東の疑を招き不虞の禍を醸さんことを慮り、是日書を議奏傳奏の二職に呈して、天使東下幕府已に命を奉ず、宜く匹夫の言を納れ朝旨を二三にす可からざるを論ず。(島津久光公實紀)

【107】復命後、島津久光意見書を呈す(二)

諸藩召集の反對

島津久光は、飽迄持重の態度もて、朝廷の靜觀主義を期待した。

方今之處にて、諸藩を御膝元え被召寄候得者、關東之處置、御疑之筋に相當り、於彼地も却て氣受不宜、御一和之所には參兼可申哉と甚懸念奉存候。

此の如く京都に諸藩主若しくは其の要人等を召致するは、幕府の不快を招き、公武合體の實を擧ぐるに障礙を來すものとして、其の注意を喚起した。

幕府上京打切

依之御内命被仰下候諸藩えは、此節勅使關東え被差下、一橋越前登用いたし、政事變革之儀被仰下候處、御受相成候に付、暫彼兩人政事奉行之次第靜に御觀察被遊度叡慮に候間、此際之處上京周旋に不被爲及候。

此の如く折角上京を命じたる者迄も、此際は上京に及ばずとの旨もて、當分打切ることとする。

若此末於關東、朝廷尊崇之道忘却いたし、大政之舊弊、外夷之處置等、變革も無

之天下人心不和合之機相顯候は、速に御内命可被爲在候間、其節者不移時日、上京盡力可致旨、懇に被仰下御請書差上候様、被仰付度御事と奉存候。此れは萬一幕府が宸旨に違背して、其の實効を擧げざる際には、斷然上京を命ぜらる可く、其節には時期を失せず、速に勅命を奉承す可しとのことだ。

若其節に至り參内不仕者も御座候は、違勅に相違無御座候間、屹度嚴罰被仰付度奉存候。

此れは當然のことだ。

靜觀の要

要するに島津久光の意見は、輩下を一掃して、靜謐ならしめ、大原勅使の齎したる宸旨を、幕府が果して幾許實行し得可き乎、それを姑らく見物す可しとのことだ。語を換へて云へば、既に成す可き丈の事は、乃公等がやつた。此上は他の大名や浪人等が、餘計の輕舉妄動は、事に害あるも、其功は無い、されば朝廷はそれ等の者共には一切頓著なく、當分幕府に宸旨奉戴の實を擧げしめて然る可しとのことだ。

長土例外

但長州は始より將軍家御上洛之儀致主張周旋之事御座候に付、右之儀猶以盡力被仰付、且今般被命候貳ヶ條之内、大赦之儀は、未奉行無御座候に付、相濟迄之間、是迄之通被仰付、土州も同様被仰付度奉存候。

長州は何れかと云へば、島津久光よりも先口である。土州は山内容堂が、大名中録々たる一人として、日本全國に評判高く、薩長の間、介在して、それぞれ國事に周旋中であれば、固より除外例たる可きは、當然の事であらう。

關白辭職の事

一 當關白殿下(近衛忠熙)御辭職之御事、期月勅約被爲在候由、奉承知候に付、而者、辭表被差出候節者、其通勅許被爲在度御事と奉存候。乍併當節不容易時勢に付、内覽は如故、當殿下被命度御事と奉存候。

近衛忠熙の關白辭職に付ては、既に島津久光と打合せ濟みと相成りたるものと察せらるゝ、内覽は故の如しと云へば、關白の名を避けて、其の實の總てなき迄も、其の若干だけは占むる意味となる。

且青蓮院宮御事、天下有志之人心奉歸向候に付、朝政御相談被爲在候様、乍恐

青蓮院宮の事

奉存候。

此れは當然の事、薩と青蓮院宮とは、爾後——時局一變迄は——頗る密接の干繋であつた。

但一條左府(忠香)御辭退之節は、應司前右府公(輔熙)を左府え御轉任被爲、在度奉存候。

右之趣至愚短才之身にて恐懼至極に奉存候得共、不容易時勢、存慮十分不申上候ては、不忠之罪難免と存詰、尊卿方迄獻言仕候間、委細奏聞被成下度、伏て奉願上候以上。

以上は島津久光が復命と同時に提出したる其意見の概要だ。尙ほ彼は近衛家の需に應じて、更らに閏八月二十一日、詳細なる意見書を奉呈してゐる。

### 〔一〇八〕 近衛關白、島津久光の意見を徴す(一)

昭和八年一月一日、七十一歳の新年を、山王草堂に於て、淑氣晴光の裡に迎へ、例の如く、改めて修史の稿を續く。

近衛氏久  
光を招く

扱も閏八月二十日、大納言近衛忠房は、其父關白近衛忠熙の意を承け、左の書翰を島津久光に送つた。

尙々明朝は御出御待申入候、議奏衆邊は、御演舌にても宜候間、精々在體に被申聞候様、御頼申入置候事。

追日秋冷増加候、彌御勇健之條珍重、尙承度存候。抑昨日者中左衛門(中山)入來、御傳言之趣、令承知殿下(忠熙)へも申上置候事にて候、其後帶刀(小松)にも入來、何も承候事にて候、明日辰半頃(午前九時頃)彌御出可被下候様、御頼申入候。此れにて中山中左衛門や、小松帶刀など、島津久光の近臣等が、頻りに近衛家へ

出入し、其の意見交換の準備をしたることが判知る。

久光意見  
書提出を  
求む

青門（青蓮院宮尊融親王）にも御出之様申入置、議奏衆にも被來候間、篤と御打明け何か被申聞候様、吳々御頼申入置度候。

此方では總幕出揃の姿だ、それで島津久光にも、齒に衣著せず、存分に意見を開陳せよとの注文だ。

且亦殿下愚拙等、昨夜よりも色々と申談居候事にて、矢張御心底残り無御打明けにて、朝議之御決意に相成候様之處、具に御書取にて、是は極秘密、拙者迄御差出被下様、左すれば内々被入天覽、尤議奏衆へも被爲見間敷、殿下思召候間、極内密此方迄、御書取御差出被下様。

此れにて久光の意見書は、近衛關白父子より、内々乙夜の覽に供せらるゝ、極めて機密の事である可く仕組まれたることが判知る。

決而決而不洩様、精々天覽、且殿下限りの思召に候、併青門へは極内々入覽に可相成、其外一覽に不相成、殿下被成候間、何卒極内々御頼申入置度存候

事。

忠

房

島津三郎殿机下

極内密々投火

一好機會

此れにて主上以外には、青蓮院宮の一覽に供することが判知る。

此の如く島津久光に向け、近衛關白父子からの注文であつたから、左なきだに歸國に先ち、滿腹の意見を貯へたる島津久光は、之を好き潮合として、左の長文を奉呈することとした。此れは改めて理るまでもなく、當時薩藩の意見を、島津久光の名もて、開陳したるもの、乃ち以下掲ぐる所は、悉くそれを詳述したるものとして、識認す可きものであらう。

殊恩感謝

今般不肖之小臣に、存慮無伏藏、不憚忌諱、不避嫌疑、獻言仕候様承知仕、誠以恐入難、有仕合奉存候、且先日者、出格之思召を以、參内被仰付候旨承知仕、無位無官之身、奉汚朝廷候儀に付、再三固辭仕候得共、是非御受申上候様承知仕、無據

御受申上、參内仕候處、關東之模様逐一御尋問被爲在、殊に重き御品迄も拜領被仰付、實に武門之面目、別而難有仕合、毫端に難盡次第に奉存候、(參照 一〇五—一〇七)

以上は島津久光が、出格の寵恩に付て、奉謝の辭だ。

此上者不肖之身に及候程者、愈以抽忠勤度奉存候得共、從來至愚短才にて、御爲に相成候程之良策も存付不申、實以赤而至極、恐入奉存候、然共適承知仕候儀、沈黙仕候而者、却而不忠之至に付、鄙見之趣、左條に申上候間、乍恐聖斷を以、宜御取捨被成下度、伏而奉希上候。

島津近衛の四縁

此の機會に於て、特に注意を要するは、近衛家と島津家との歴史的干係だ。毛利家の如きも、傳奏を経由せず、元就以來勸修寺家に由りて、朝廷との交通の特例を占めたれども、勸修寺家の資望は、固より近衛家の資望の十が一にも及び難らざれば、此の近衛家との親類干係は、薩藩をして、其力を朝廷の上に繋ぎ、且つ延ばさしむる所以に於て、最も有力にして、且つ有效であつたことは、極めて明

白の事情であつたと云はねばならぬ。

### 【一〇九】 近衛關白、島津久光の意見を徴す(二)

昭和八年一月初三早曉、熱海清快樓上に於て、風濤の聲を聞きつゝ、電燭の下にて認む。

\* \* \* \* \*

島津久光は、近衛關白父子の需に應じて、其の忌憚なき意見書を上つた。此れは固より前に記したる如く、(參照 一〇八)乙夜の覽に供するものである。

當今の形勢

一 當時皇國之形勢細に觀察仕候處、外に者夷賊類に跋扈之威を逞し、内に者諸藩漸く割據之形を醸成し、於關東者尙舊弊を一新無之、徒に因循之姿に有之、諸國有志之者共は、攘夷之説を主張仕、激烈之論を唱へ、實以危急存亡之

朝議確立の要

時にして、終に者州郡戰爭之衝と相成候半歟と大息仕罷在候。此れは鳥津久光の眼中に、否な薩藩要人等の眼中に映じたる天下の大勢だ。然處今般於朝廷、姦臣御退黜之御英政、實恐悅至極小臣等并躍仕候次第に御座候。此上者愈以姦黨之邪謀に不被爲、惑關東之權勢に御恐怖不被爲、在朝議確乎として、御動搖不被遊様奉伏願候事。

四姦二嬪

此れは所謂る當時に喧傳せられたる四姦二嬪の問題に付ての一件だ。四姦とは内大臣久我建通、少將千種有文、中將岩倉具視、中務大輔富小路敬直、二嬪とは、少將前の御局今城氏、藤の式部富小路氏の二女、外に右衛門内侍堀川氏等皆それぞれ處分せられた、尙ほ此の一事に付ては、他の機會に記する所あるであらう。兎も角も當時の薩藩では、岩倉一味の徒と相容れなかつたことは、上記の次第にて分明だ。何故に相容れなかつたかは、岩倉等が幕威を藉りて、朝政を左右せんとするものと、認定した爲めであらう。

一 九條前關白、姦黨之巨魁御座候に付、今通被召置候而者、不被爲濟御事と

奉存候事

九條氏落飾

果して此の建白の爲め乎、否乎は兎も角も、同月二十五日、九條尙忠には、御慎み落飾の仰せありて、削髮の上、圓眞と改稱した。

一 匹夫之論、激烈に過ぎ、且己が名利の爲にする事多く御座候得ば、狎りに御採用不被爲在様奉存候事。

薩長相反點

此の一點が、薩長の相ひ岐るゝ重なる要點であつた。長は匹夫の議論に重きを置き、薩は之を排した。乃ち伏見事件以前から、兩藩の傾向は、此の如く相ひ反した。而して此れが結局は元治甲子禁門の變にまで到達し、兩藩の正面衝突を見るに至りたる所以であらう。

一 攝家親王家は勿論、其餘公卿方等、當時節、忠誠を以御奉公有之、聊たり共傍觀無之様有御座度、且先度も申上候通、匹夫え猥りに御面談之儀、嚴重御取締被爲、在度奉存候事。

此の「匹夫え猥りに御面談」が、薩の尤も禁物とする所であつた。然も當時の時勢



青蓮院宮  
還俗許可  
の事

は、到底それを禁遏す可きでは無かつた。  
一 青蓮院御門跡、政事御相談、御還俗之御事、先日口上を以、奉願候通、猶又御評決奉願候事。

青蓮院宮政事向御相談且つ御還俗の件に付ては、此の如く薩藩にて主張し來りたる程なれば、自然同宮の御立場も、薩と同一方向に在らせらる可きは、之を推知するに難くあるまい。

關東干渉  
を塞ぐ

一 公卿方御黜陟等之儀に付、以來關東より種々申上候共、朝廷正議被爲、在候上は、一切御動搖不被爲、在様奉存候事。

此れは豫じめ岩倉卿等の廢塾一件に付、關東よりの干渉の途を塞ぎたるものであらう。

禁裏警衛  
の事

一 故井伊掃部頭在職中、禁裏六門警護と稱し、新に番人召置候儀者、何等之趣意に候哉、非常守護之爲に候得者、古來より被召置候番人も有之事に候はずや、外夷窺隙之時節、尙又嚴重と申譯に候得ば、六門邊之守護にては甚以切

迫に過ぎ候様に、外に遠慮も可有之候間、可爲無用候常底竊盜を警候而已之趣意に候は、外に處分も可有之哉、只今之形容にては、全御所を致雍塞候に似寄、以之外之儀、是が爲に、下人心之疑論も致沸騰候に付、以來前例に復候て、其餘全體之警衛者、大藩二三名え交代致輪番候様、幕府より手厚下知有之度、尤松平肥後守御當地守護之儀者、速に免許有之候様、左無候ては、是以人心疑念之基たるの旨、屹度被仰出度奉存候事。

此の禁裏六門、二三大藩輪番守衛の一件は、他日元治甲子禁門の變の原因たらざる迄も、其の遠因たりしことは、事實が之を證明してゐる。將た會津藩主松平容保が、京都守護職となるの一事は、やがて維新史に少からざる影響を與へ來つた。夫等の次第は、他の機會に於て更に語る所があらう。

【110】 近衛關白、島津久光の意見を徴す (三)

對關東意見

以下更らに對關東に就て、意見を吐露してゐる。

一 此節關東え被命候儀者勿論、以來逆も、何事に不限、被仰下候條條、御請申上候後、申渡遅延相成候はゞ、時々御催促被爲、在度奉存候、勅命被爲、在候以後、共儘にて被召置候ては、第一朝威に被爲拘、不輕御事と乍恐奉存候事。

幕府が朝命を受け放しにして、その儘閉却するの虞あるを、特に朝廷に向つて、警告したるもの、時々御催促が眼目だ。

一橋越前大政委任の件

一 於關東、一橋、越前登用有之、舊弊變革之趣向とは見受候得共、何分現事延引相成申候、若今通にて、相過候ては、又々天下之衆心、動搖可仕歟と、甚懸念至極に御座候、依之熟考仕候處、兎角閣老者勿論、幕役人之心底、一橋、越前に大權不歸様との趣意に被察申候、兩人に大權無之候ては、逆も勅命通變革も難被行、乍恐宸襟も被安兼候御儀と奉存候、兩人之儀は、人望之歸する處に候得者、

大政委任有之候様、此涯屹度御内命被爲、在度御事と奉存候、若兩人委任之上、猶變革不相成候はゞ、最早無致方次第御座候間、其節者機變に應じ、御決心之御處置被爲、在候様、乍恐奉存候事。

一 橋慶喜後見、越前春嶽政事總裁、此れが大原、島津東下使命の重なる條項であつた、然るに幕府は、面從腹非、其名ありて其實を擧げず、されば此際朝廷よりして、更らに此の兩人に、大政委任の内命を下されんことを、要請したる次第だ。

慶水上洛催促の事

一 今般非常之以、聖斷勅使被差下、一橋、越前登用相成候上、猶國是之議論可被聞召候間、越前上洛有之候様被仰下候處、兩人登用相成候ても、越前上洛之儀者、國是之議論評決之後ならでは、難仕候に付、御猶豫可被下旨、以書取願出候、就ては此涯上洛之程合、無覺束候間、尙又御催促被仰出度、尤大政變革に付ては、當時世に應じ、事之大小緩急之次第も可有之候に付、眼目之ヶ條を評決致し、速に上洛可致、國是之論に付ては、叡慮之御旨も被爲、在親敷被聞召度思召に候との御趣意にて、御達有之度奉存候。

此れは島津久光の素論だ。長藩では將軍上洛を第一とし、薩藩では春嶽上洛を第一としてゐる。而して越前春嶽其人は、寧ろ將軍の上洛を必須として、自己一人の上洛には、何等の希望も、自信も持ち合せてゐなかつた。是を以て彼は大原や、島津から、百方懇懃せられたが、國是未定の理由もて、一先づ之を理わつた次第は、上記の通りであつた。而して此れが島津久光をして、此の如く朝旨もて、速かに彼に上洛を命せられんことを申上げしめたる理由だ。

慶永尋問  
項の希望條

若越前上洛仕候は、御尋問之次第者、第一夷狄掃攘之儀、十年内可及、拒絶と、先幕役共御請申上候事に付、其處置即今よりの見當如何大綱之旨趣被聞召度、且攘夷之儀者、不容易譯柄に付、大小藩一同同心戮力不致候ては難行事候に付、上者親王、攝家、公卿、幕府より、下者三家、三卿、列國之大小藩に至る迄、無殘朝廷え爲致、獻白候様被遊度思召に候。左候は、時之宜に従ひ、篤と御決議之儀者、大樹家御相談之上、可被仰出候旨被命度奉存候事。

久光の本  
心

元來島津久光は、攘夷論者では無かつた。彼は其の本心の攘夷論者でないこと

を、越前春嶽にも漏らしてゐる（春嶽手記逸史補）。然も京都の形勢が、其の本心を明々地に告白するに不利なるを見たが、姑らく攘夷論者の保護色を帯びたる迄に過ぎなかつた。されば彼は攘夷の順序として、先づ舉國一致を主張し、更らに舉國一致の前提として、上下一切の人々をして、其の意見を獻白せしめんことを期した。而して最後の決議は、朝廷と幕府との協議に基きて、之を施行す可く、仰せ出されたしとのことだ。

久光慎重

此の一節は、島津久光が、朝廷が輕々攘夷の實行に趨られざる様、豫じめ釘を一本打つてゐたものと認めねばならぬ。此の如く慎重の措置を取りつゝ、歲月を経過するに於ては、今更急に外國と兵火を交へざるも、國運は自から行く可き所に行く可きであらうと思惟したものであらう。

【二二】近衛關白、島津久光の意見を徴す (四)

諸大名の  
心底

一 諸大名縁を求て、周旋相願候者有之候由、當春(文久二年四月)小臣滯京之節迄者、何共不申出、傍觀之模様、に御座候處、於關東一橋、越前登庸之事等、勅諭通遵奉有之候故、時勢を恐れ候儀にて、俗諺に申候日和見之心底と推察仕候。島津久光の片腹痛く感じたるは、此の所謂る日和見の心底の諸大名だ。久光の眼中には、彼等は他の尻馬に乗りて、其の萬一を僥倖するものだ。

粗承知仕候得者、多分者内願通御内命被爲在候由、天下之人心を不被爲失爲之御趣向と者奉恐察候得共、内願之者正邪虚實も御探索無之、猥りに御許容被爲在候而者、乍恐朝威にも可被爲拘哉と、恐入奉存候。

此れは島津其人が、朝廷に向つて、警告を申出でたるもの。

殊に征夷之任を差置、且無謀之論等申上候者も御座候哉に、傳承仕候得者、尙以趣意能々御糾實心勤王に相違無之、現事相行れ候策も有之候はゞ、屹度御

無謀論者  
に警戒

諸侯上洛  
無用

内命被爲在候様奉存候、重ねて朝廷に注意を促してゐる。

併關東も先者一橋、越前登庸、大政變革之趣向に相見得候間、此涯之處、諸大名上洛に者及申間敷奉存候。

今日は諸大名上洛の必要無し。

此末於關東、大政之舊弊外夷之處置等變革も無之、朝廷尊崇之道も忘却之姿に御座候はゞ、其節者速に上京盡力仕候様、嚴重御達被爲在、御受書差上候様被仰渡度奉存候、其期に至り若參向不仕者御座候はゞ、違勅に相違無御座候間、嚴罰に被處候様奉存候事。

以上は寧ろ建白の客意にして、主意ではない、その主意は、即今諸大名上洛無用の一點だ、諸大名周旋御差止の一點だ。

攘夷の事

一 攘夷之儀者、方今之一大重事にて、公武御隔意之根源と奉存候、尤於關東條約御取替し相成候上之事に御座候得者、無故攘夷被仰出候而者、決而於關